

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

伊賀市における平成30年～令和7年の人口及び世帯数は、表3.2.1-1に示すとおりである。

令和7年1月1日時点における伊賀市の人口は84,603人、世帯数は40,545世帯である。伊賀市における人口は、平成30年以降減少傾向にあり、世帯数は概ね横ばいの状況である。

表 3.2.1-1 人口及び世帯数の推移

各年1月1日時点

市名	年	人 口			世帯数
		総 数	男	女	
伊賀市	平成30年	92,863	45,377	47,486	39,909
	平成31年	92,197	45,217	46,980	40,397
	令和2年	91,230	44,843	46,387	40,669
	令和3年	89,763	44,082	45,681	40,604
	令和4年	88,325	43,299	45,026	40,336
	令和5年	87,168	42,856	44,312	40,451
	令和6年	85,989	42,329	43,660	40,589
	令和7年	84,603	41,679	42,924	40,545

出典：「住民基本台帳人口」（三重県HP <https://www.pref.mie.lg.jp/SHICHOS/HP/23049019602.htm>）令和7年8月6日

(2) 産業

伊賀市における令和2年の産業別就業者数は、表 3.2.1-2 に示すとおりである。

伊賀市における産業別就業者数は、第3次産業が25,910人で最も多く、就業者全体の51.3%を占めている。

表 3.2.1-2 産業別就業者数（令和2年10月1日現在）

部 門	大分類	伊賀市	
		就業者数（人）	割合（%）
第1次産業	農業，林業	2,657	5.3
	うち農業	2,603	5.2
	漁業	6	0.0
第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	21	0.0
	建設業	2,371	4.7
	製造業	16,937	33.5
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	183	0.4
	情報通信業	253	0.5
	運輸業，郵便業	2,378	4.7
	卸売業，小売業	5,802	11.5
	金融業，保険業	623	1.2
	不動産業，物品賃貸業	326	0.6
	学術研究，専門・技術サービス業	818	1.6
	宿泊業，飲食サービス業	1,967	3.9
	生活関連サービス業，娯楽業	1,560	3.1
	教育，学習支援業	1,850	3.7
	医療，福祉	5,451	10.8
	複合サービス事業	585	1.2
	サービス業（他に分類されないもの）	2,697	5.3
公務（他に分類されるものを除く）	1,417	2.8	
分類不能の産業	2,603	5.2	
第1次産業の合計	2,663	5.3	
第2次産業の合計	19,329	38.3	
第3次産業の合計	25,910	51.3	
総数	50,505	100.0	

注) 統計値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局 HP <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>）

令和5年8月17日閲覧

(a) 農業

伊賀市における農家数は表 3.2.1-3 に、耕地面積は表 3.2.1-4 に示すとおりである。

伊賀市の農家数は減少傾向にあり、平成 17 年と比較すると約 59%に減少している。

耕地面積は、平成 17 年と比較すると約 95%に減少している。

表 3.2.1-3 農家数

(単位：戸)

年次	農家数							
	総農家数	販売農家					自給農家	
		平成 17 年比 (%)	総数	専業	1 種兼業	2 種兼業		
伊賀市	平成 17 年	6,101	100.0	4,605	593	484	3,528	1,496
	平成 22 年	5,394	88.4	3,918	654	291	2,973	1,476
	平成 27 年	4,527	74.2	3,204	684	13	2,507	1,323
	令和 2 年	3,626	59.4	2,434	-	-	-	1,192
三重県	令和 2 年	33,530	-	17,882	-	-	-	15,648

注)専業農家数、第 1 種兼業農家数、第 2 種兼業農家数については、平成 27 年をもって調査を終了しているため「-」とした。

出典：「三重県統計書 累年統計表」(三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci500002761.htm>)

令和 5 年 10 月 6 日閲覧

表 3.2.1-4 耕地面積

(単位：ha)

年次	耕地面積				
	総面積	平成 17 年比 (%)	田	畑	
伊賀市	平成 17 年	7,700	100.0	6,540	1,160
	平成 22 年	7,520	97.7	6,340	1,170
	平成 27 年	7,450	96.8	6,290	1,170
	令和 2 年	7,310	94.9	6,200	1,110
三重県	令和 2 年	58,000	-	44,200	13,800

注)四捨五入の関係で計と内訳が一致しないことがある。

出典：「三重県統計書 累年統計表」(三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci500002761.htm>)

令和 5 年 10 月 6 日閲覧

(b) 林業

伊賀市における林業の状況は、表 3.2.1-5 に示すとおりである。

伊賀市の林業経営体数は三重県全体に対して 19.7%、面積は 6.0%である。

表 3.2.1-5 林業の状況（令和2年）

	経営体数計	面積計 (ha)	所有山林				借入山林		保有山林	
			経営体数	面積 (ha)	貸付山林		経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)
					経営体数	面積 (ha)				
伊賀市 (全県比)	215 (19.7%)	5,579 (6.0%)	104 (20.3%)	2,788 (6.1%)	5 (22.7%)	220 (1.8%)	2 (4.7%)	1 (0.2%)	104 (20.2%)	2,570 (7.6%)
三重県	1,092	92,687	512	45,767	22	12,492	43	577	515	33,851

出典：「2020年農林業センサス」

（農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/index.html>）令和5年10月10日閲覧

(c) 水産業

準対象事業実施区域及びその周囲における内水面の漁業権設定状況は、表 3.2.1-6 及び図 3.2.1-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲では、柏尾川、老川川に内水面漁業の共同漁業権が設定されている。

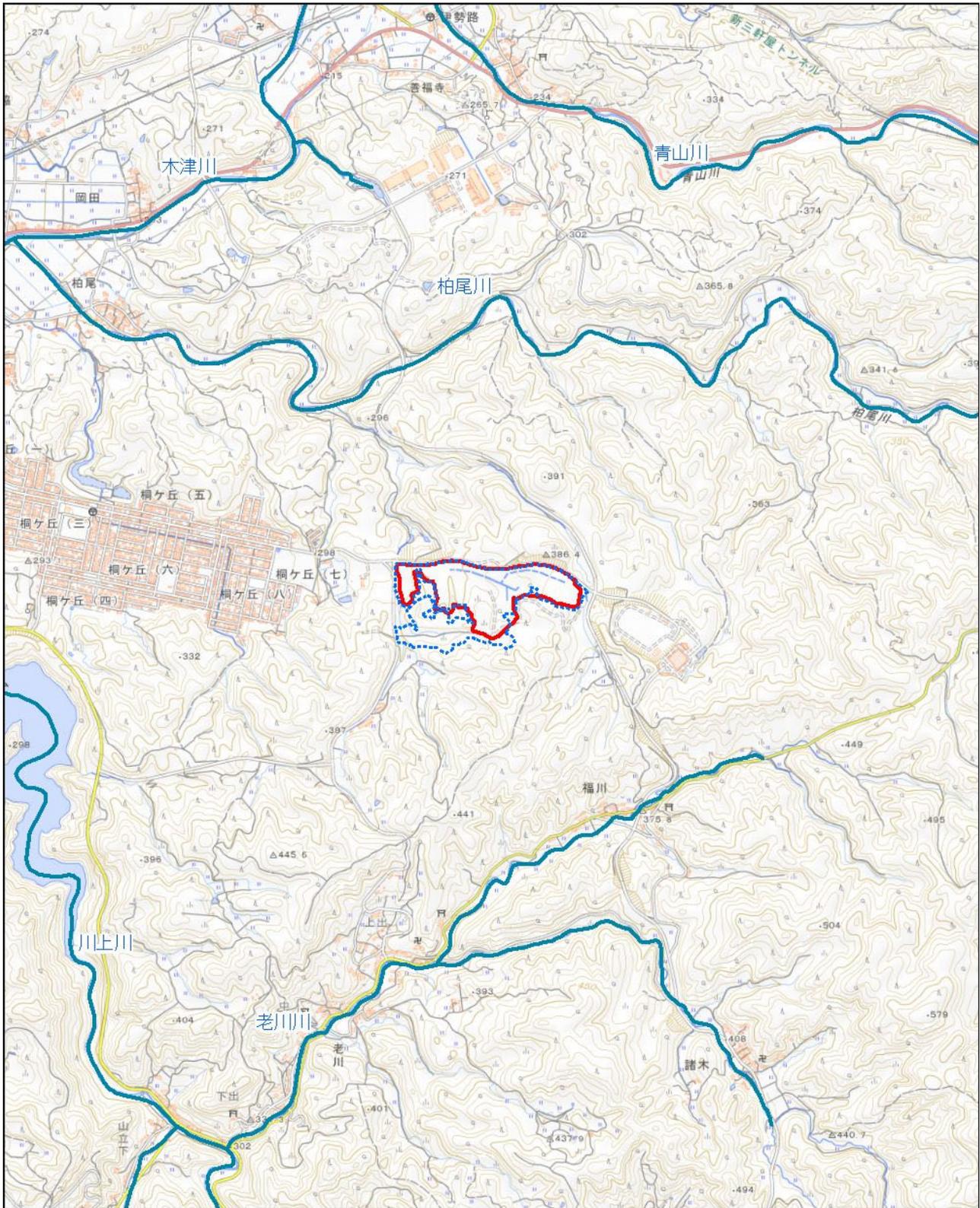
表 3.2.1-6 漁業権設定状況（内水面）

漁業種類	免許番号	漁業の名称
第五種 共同漁業権	内共第6号	あゆ、あめご、にじます、おいかわ、こい、ふな漁業

出典：「三重県内の第五種共同漁業権一覧」（三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/SUISAN/HP/86303033603.htm>）

令和5年8月22日閲覧

「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP <https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）令和5年8月22日閲覧



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)

漁業権設定区域

- 三重内共第6号

出典：「環境アセスメントデータベース」(環境省HP
<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>) 令和5年8月22日閲覧



0 1 km

1:25,000

図 3.2.1-1 漁業権設定状況

(d) 工業

伊賀市における令和3年の工業の状況は、表 3.2.1-7 に示すとおりである。

伊賀市の製造品出荷額は 76,815,230 万円であり、生産用機械器具製造業（16.2%）、化学工業（15.0%）、輸送用機械器具製造業（14.9%）が上位を占めている。

表 3.2.1-7 工業の状況（令和3年）

(単位：人、万円)

業種	伊賀市						三重県		
	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		事業所数	従業者数	製造品出荷額等
		割合		割合		割合			
食料品製造業	21	6.8%	969	5.1%	3,867,487	5.0%	369	16,577	53,211,848
飲料・たばこ・飼料製造業	7	2.3%	248	1.3%	2,087,738	2.7%	79	1,844	10,158,058
繊維工業	10	3.2%	119	0.6%	92,174	0.1%	114	2,469	5,795,572
木材・木製品製造業 (家具を除く)	10	3.2%	152	0.8%	508,330	0.7%	97	1,652	5,080,360
家具・装備品製造業	9	2.9%	469	2.5%	1,550,122	2.0%	67	2,027	4,667,508
パルプ・紙・紙加工品製造業	9	2.9%	354	1.9%	1,716,262	2.2%	65	2,150	8,639,001
印刷・同関連業	6	1.9%	67	0.4%	97,728	0.1%	88	1,697	3,289,119
化学工業	30	9.7%	2,844	15.0%	19,208,780	25.0%	133	16,029	124,318,136
石油製品・石炭製品製造業	2	0.6%	20	0.1%	X	X	21	1,788	52,194,129
プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	27	8.8%	1,336	7.1%	3,835,911	5.0%	234	13,046	50,522,361
ゴム製品製造業	-	-	-	-	-	-	52	7,201	24,086,704
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	33	10.7%	1,047	5.5%	3,086,088	4.0%	232	7,419	24,863,324
鉄鋼業	10	3.2%	227	1.2%	1,320,721	1.7%	104	2,351	10,963,526
非鉄金属製造業	8	2.6%	371	2.0%	1,786,695	2.3%	55	4,970	47,148,584
金属製品製造業	45	14.6%	1,192	6.3%	3,731,544	4.9%	414	13,724	36,675,548
はん用機械器具製造業	19	6.2%	1,494	7.9%	4,361,296	5.7%	133	11,150	32,399,435
生産用機械器具製造業	25	8.1%	3,071	16.2%	10,126,838	13.2%	294	11,127	28,887,854
業務用機械器具製造業	4	1.3%	460	2.4%	2,882,653	3.8%	47	4,276	16,451,974
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	0.6%	64	0.3%	X	X	66	18,739	171,379,122
電気機械器具製造業	7	2.3%	576	3.0%	1,523,774	2.0%	176	16,171	66,789,105
情報通信機械器具製造業	1	0.3%	100	0.5%	X	X	7	670	2,629,604
輸送用機械器具製造業	10	3.2%	2,810	14.9%	10,060,240	13.1%	292	41,899	263,388,486
その他の製造業	13	4.2%	922	4.9%	4,970,849	6.5%	106	2,656	9,642,097
合計	308	100.0%	18,912	100.0%	76,815,230	100.0%	3,245	201,632	1,049,186,455

注) 表中の「-」は該当がないもの、「X」は秘匿（公表できない）数値であることを示す。

出典：「令和7年刊 三重県統計書」（三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci600016619.htm>）令和7年3月7日

(e) 商業

伊賀市における令和3年の商業の状況は、表 3.2.1-8 に示すとおりである。

伊賀市における商業の年間販売額は 137,403 百万円であり、卸売業においては、機械器具卸売業、小売業においては、飲食料品小売業の販売額が多い。

表 3.2.1-8 商業の状況 (令和3年)

(単位：人、百万円、㎡)

業種	伊賀市				三重県			
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	売場面積	事業所数	従業者数	年間商品販売額	売場面積
卸売業	152	1,040	53,177	…	3,211	25,115	1,780,468	…
各種商品卸売業	-	-	-	…	10	48	8,700	…
繊維・衣服等卸売業	7	34	1,520	…	74	407	10,893	…
飲食料品卸売業	25	195	7,450	…	694	5,795	365,211	…
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	44	236	10,595	…	822	6,215	518,184	…
機械器具卸売業	46	400	18,220	…	887	8,087	566,512	…
その他の卸売業	30	175	15,393	…	724	4,563	310,968	…
小売業	619	5,040	84,225	111,408	11,879	95,834	1,744,669	2,353,857
各種商品小売業	1	6	X	X	37	4,240	87,913	206,265
織物・衣服・身の回り品小売業	68	239	2,174	10,962	1,403	6,623	92,568	274,003
飲食料品小売業	170	2,111	31,528	51,099	3,379	39,519	550,943	715,601
機械器具小売業	99	577	12,875	7,392	2,107	12,789	387,169	223,562
その他の小売業	265	1,589	X	X	4,530	29,406	544,439	934,426
無店舗小売業	18	518	2,662	-	423	3,257	81,673	-
合計	771	6,080	137,403	…	15,090	120,949	3,525,137	…

注) 表中の「-」は該当がないもの、「…」は不詳又は調査を欠くもの、「X」は秘匿(公表できない)数値であることを示す。

出典：「令和7年刊 三重県統計書」(三重県HP <https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci600016619.htm>) 令和7年3月7日

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

伊賀市における民有地の種別の面積は、表 3.2.2-1 に示すとおりである。伊賀市においては、「山林」が総面積の 27.4%を占め、最も広い。

また、準対象事業実施区域及びその周囲における土地利用図は図 3.2.2-1 に示すとおりである。準対象事業実施区域は大部分が「山林」であり、一部に田や宅地が見られる。

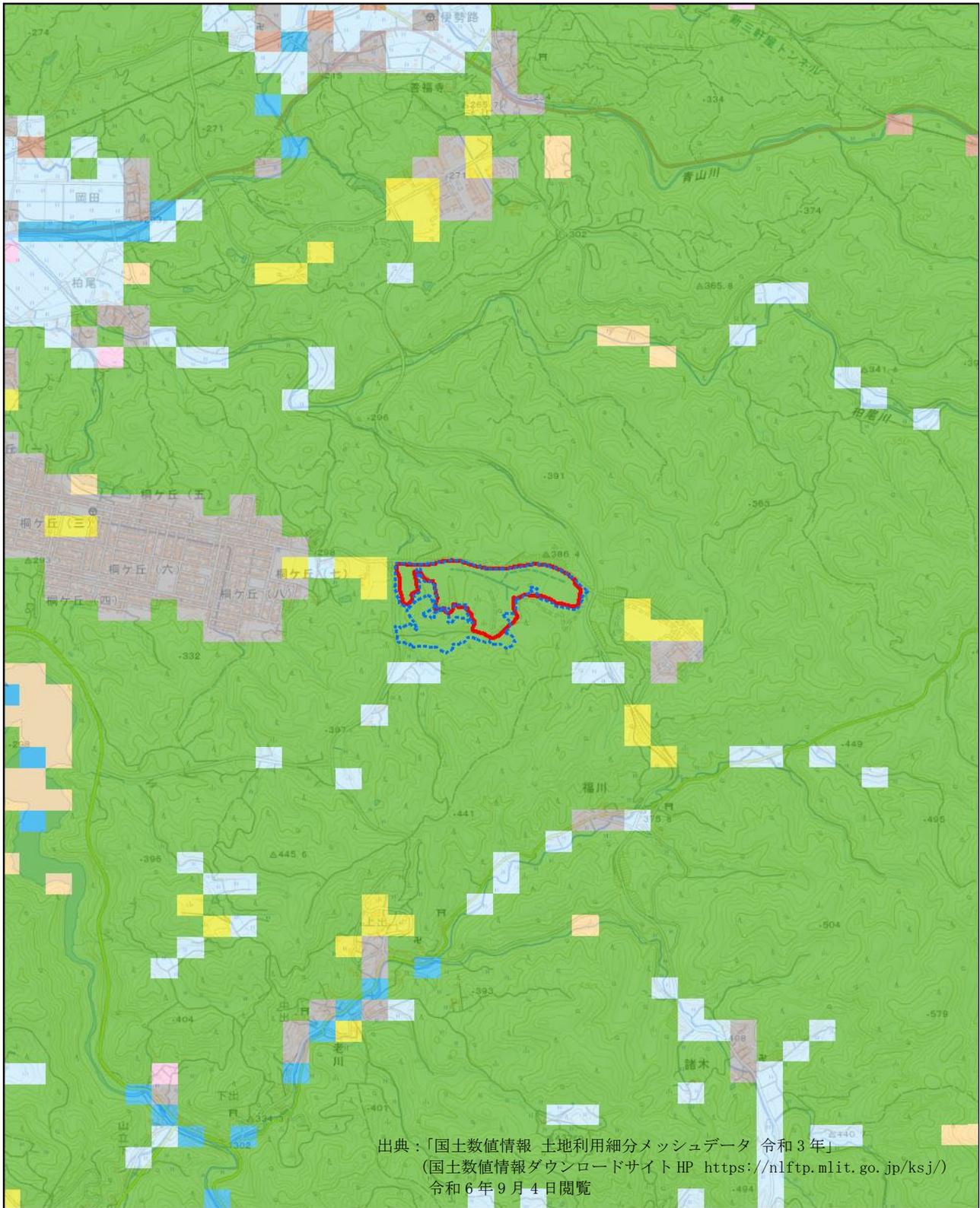
表 3.2.2-1 民有地面積（令和 5 年）

（単位：km²）

	総面積	民有地 以外の 面積	民有地									
			総計	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
伊賀市	558.23	278.86	279.86	61.44	11.76	28.51	-	0.01	152.56	-	4.02	21.54
（総面積 に対する 割合）	100.0%	49.9%	50.1%	11.0%	2.1%	5.1%	-	0.0%	27.4%	-	0.7%	3.8%
三重県	5,774.48	2721.94	2721.94	478.97	193.92	358.98	0.00	4.57	1475.73	0.50	38.40	170.88
（総面積 に対する 割合）	100.0%	52.9%	47.1%	8.3%	3.4%	6.2%	0.0%	0.1%	25.6%	0.0%	0.7%	2.9%

注）表中の「-」は該当のないもの、または表章できないものを示す。

出典：「令和 7 年刊 三重県統計書」（三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci600016619.htm>）令和 7 年 3 月 7 日



出典：「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ 令和3年」
 (国土数値情報ダウンロードサイト HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 令和6年9月4日閲覧

凡例

- | | | | |
|---|----------------|---|---------|
|  | 準対象事業実施区域(変更前) |  | 荒地 |
|  | 準対象事業実施区域(変更後) |  | 建物用地 |
|  | 田 |  | 鉄道 |
|  | その他農用地 |  | その他の用地 |
|  | 森林 |  | 河川地及び湖沼 |



0 1 km

1:25,000

図 3.2.2-1 土地利用図

3.2.3 水利用の状況

(1) 上水取水源

準対象事業実施区域及びその周囲における上水道及び簡易水道の水源の状況は表 3.2.3-1 に、浄水場及び給水区域は図 3.2.3-2 に示すとおりである。阿保浄水場では表流水及び地下水（浅井戸）が水源として利用されている。また、伊賀市全体及び青山地区における水源種別の割合は、表 3.2.3-2 に示すとおりである。伊賀市全体においては、地下水が全体の 36%、表流水（暫定豊水水利権）が 35%、表流水が 35%であった。準対象事業実施区域が位置する青山地区においては、表流水（暫定豊水水利権）が 47%、地下水が 28%、表流水が 25%であった。

表 3.2.3-1 水道水源の取水状況（令和 7 年）

上水道

水道事業	水源名	浄水場名	水源種別
伊賀市上水道事業	阿保第一水源	阿保浄水場	表流水
	阿保第二水源		地下水（浅井戸）

出典：「伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）」（2017 年 1 月、伊賀市水道部）

「2025（令和 7）年度水質検査計画」（2025 年 1 月、伊賀市上下水道部）

表 3.2.3-2 伊賀市全体及び青山地区における水源種別割合（平成 26 年度）

地区	地下水	表流水 （暫定豊水水利権）	表流水	ダム水	伏流水
伊賀市全体	36%	35%	24%	3%	2%
青山地区	28%	47%	25%	—	—

出典：「伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）」（2017 年 1 月、伊賀市水道部）

(2) 農業用水の利用状況

準対象事業実施区域及びその周囲における農業用ため池の状況は、表 3.2.3-3 及び図 3.2.3-2 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲には、10 箇所の農業用ため池が存在する。

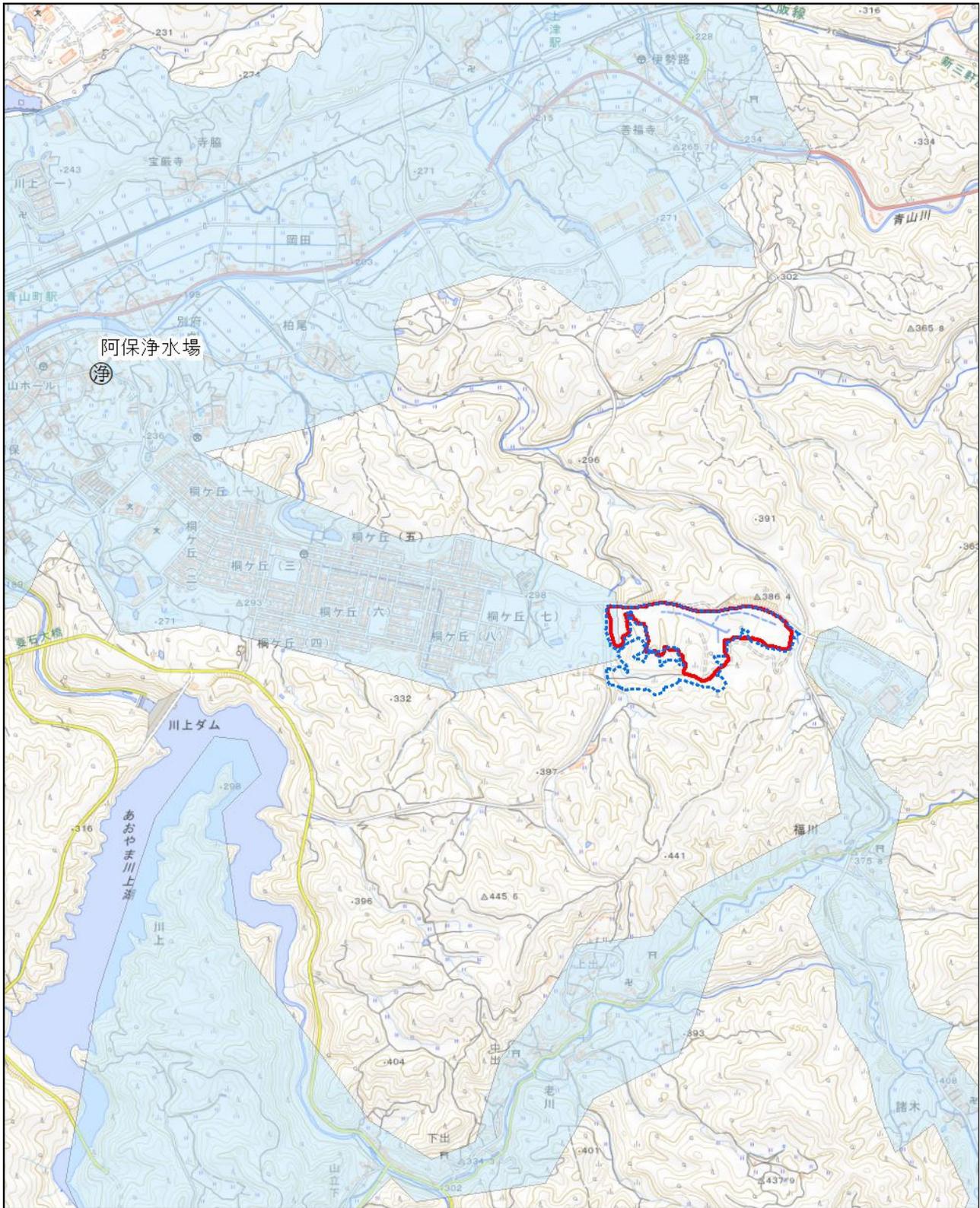
表 3.2.3-3 農業用ため池の状況

（令和 7 年 3 月末時点）

ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千 m ³)	届出の状況 ○：届出済 —：届出不要	届出年月日	防災重点 農業用 ため池
愛農学園下池	別府	5.7	26	1.5	○	2019/11/22	
愛農学園上池	別府	3.4	30	3	○	2019/11/22	○
お池	寺脇	4.4	25	6.5	○	2019/11/17	○
寺池	寺脇	4.6	24	1.9	○	2019/11/17	○
日焼池	岡田	4.5	37	1	○	2019/11/15	○
北浦池	岡田	3.3	22	2	○	2019/11/15	○
池ヶ野池	柏尾	6.1	65	10	○	2019/11/17	○
ひやけ池	伊勢路	2.3	17.5	0.7	—		
湯矢谷池	伊勢路	4.3	17.5	0.5	○	2019/12/04	
宮の奥池	諸木	6.7	23	1	○	2019/12/12	○

出典：「三重県ため池データベース」（三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/NOKIBAN/HP/m0108600022.htm>）

令和 7 年 3 月末



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 浄水場
- 給水区域

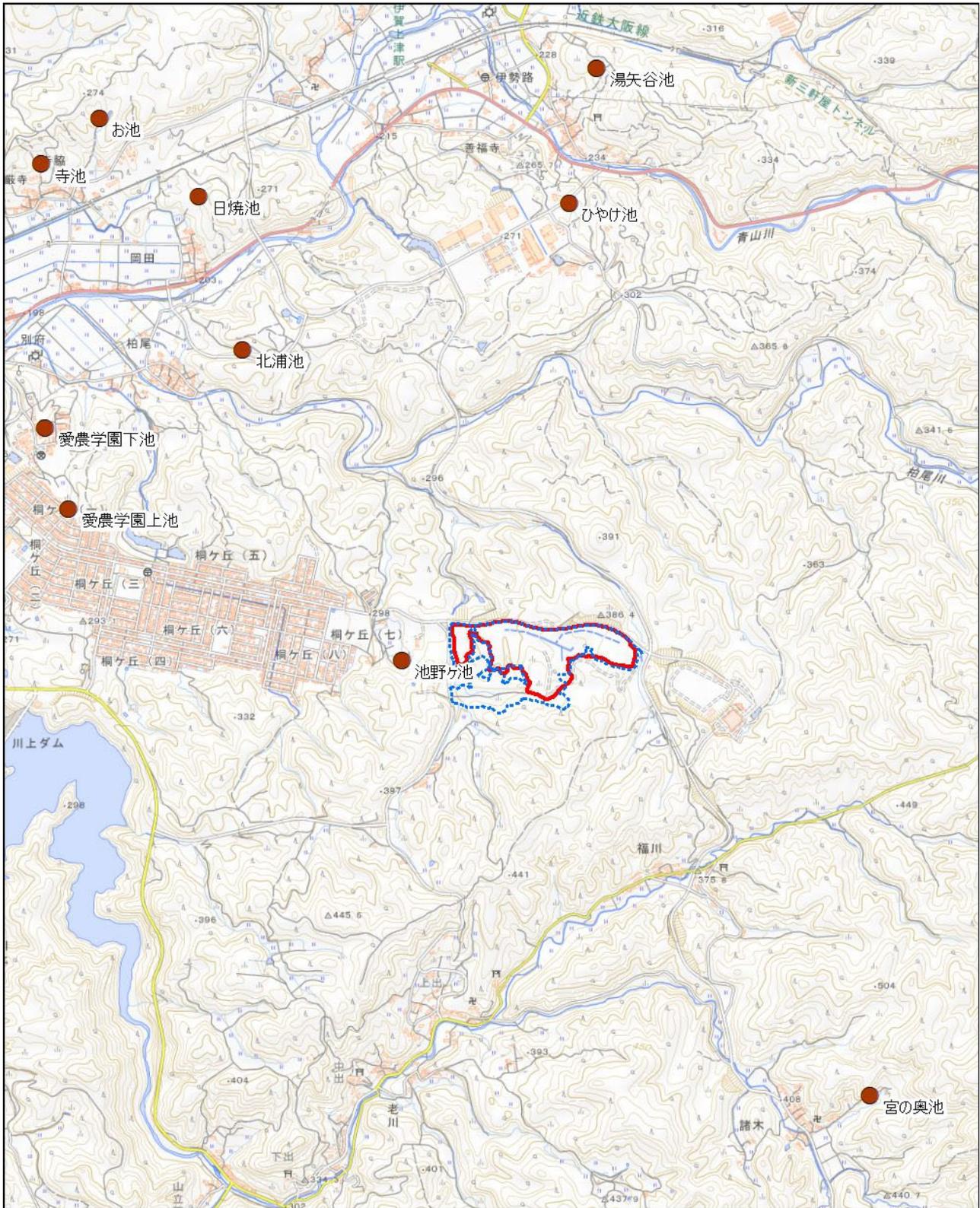
出典：「国土数値情報 水道関連施設 平成 24 年」
 (国土数値情報ダウンロードサイト HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) 令和 5 年 10 月 10 日閲覧



0 1 km

1:25,000

図 3.2.3-1 浄水場及び給水区域



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 農業用ため池

出典：「全国農業用ため池マップ」
 (全国Q地図HP <https://info.qchizu.xyz/qchizu/tile/tile-pond/>)
 令和5年10月16日閲覧



0 1 km

1:25,000

図 3.2.3-2 農業用ため池

(3) その他

準対象事業実施区域及びその周囲には、川上ダムが存在する。川上ダムの諸元は表 3.2.3-4 に示すとおりである。

表 3.2.3-4 川上ダムの諸元

河川名	淀川水系前深瀬川
位置	左岸：三重県伊賀市青山羽根 右岸：三重県伊賀市阿保
集水面積	54.7km ²
地質	片麻状花崗閃緑岩、細粒花崗岩
形式	重力式コンクリートダム
堤高	84.00m
堤頂長	334.00m
堤体積	455,000m ³
湛水面積	1.04km ²
総貯水容量	31,000,000m ³
有効貯水容量	29,200,000m ³
常用洪水吐き	摺動式高圧ラジアルゲート：1 門 最大放流量：150m ³ /s (貯水位標高 EL. 260.70m)
非常用洪水吐き	自由越流堤：6 門 最大放流量：897m ³ /s (貯水位標高 EL. 280.20m)
低水管理設備	ジェットフローゲートφ1,300mm 1 門 他 5 門 最大放流量：25m ³ /s

出典：「ダムの概要」（川上ダム管理所 HP <https://www.water.go.jp/kansai/kawakami/>）令和 5 年 8 月 22 日閲覧

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

(a) 道路

準対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路及び交通量の状況は、表 3.2.4-1 及び図 3.2.4-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲の主な道路には、一般国道 165 号、主要地方道（県道）2 号伊賀青山線、主要地方道（県道）29 号松阪青山線等がある。

上記の路線では、国土交通省による道路交通センサス調査が実施されており、令和 3 年度の平日昼間 12 時間の交通量は、一般国道 165 号（調査単位区間番号 10840）で 4,914 台、主要地方道（県道）29 号松阪青山線（調査単位区間番号 40820）で 4,683 台、主要地方道（県道）2 号伊賀青山線（調査単位区間番号 40030）で 471 台であった。

表 3.2.4-1 主要な道路と交通量

調査単位 区間番号	路線名	観測地点	自動車類交通量(台)					
			平日昼間 12 時間			平日 24 時間		
			小型	大型	合計	小型	大型	合計
10840	一般国道 165 号	伊賀市伊勢路	4,298	616	4,914	5,310	882	6,192
40030	伊賀青山線（県道 2 号）	伊賀市勝地	411	60	471	478	68	546
40820	松阪青山線（県道 29 号）	伊賀市阿保	4,313	370	4,683	5,240	614	5,854
41050	青山美杉線（県道 39 号）	伊賀市高尾	224	23	247	251	31	282
61220	青山町停車場線（県道 546 号）	伊賀市阿保	951	119	1,070	1,106	146	1,252
62230	城立青山線（県道 670 号）	伊賀市奥鹿野	37	0	37	47	3	50
63140	種生奥鹿野線（県道 767 号）	伊賀市老川	72	19	91	93	21	114
62320	栢川青山線（県道 683 号）	伊賀市比自岐	823	55	878	949	78	1,027
62370	名張青山線（県道 691 号）	名張市滝之原	1,276	29	1,305	1,493	73	1,566

注 1) 自動車類交通量は上下合計の台数。昼間 12 時間は 7 時～19 時の交通量を観測。

注 2) 斜字は推定値。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表 三重県」

（国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/index.html>）令和 5 年 10 月 10 日閲覧

(b) 鉄道

準対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況は、表 3.2.4-2 及び図 3.2.4-2 に示すとおりである。

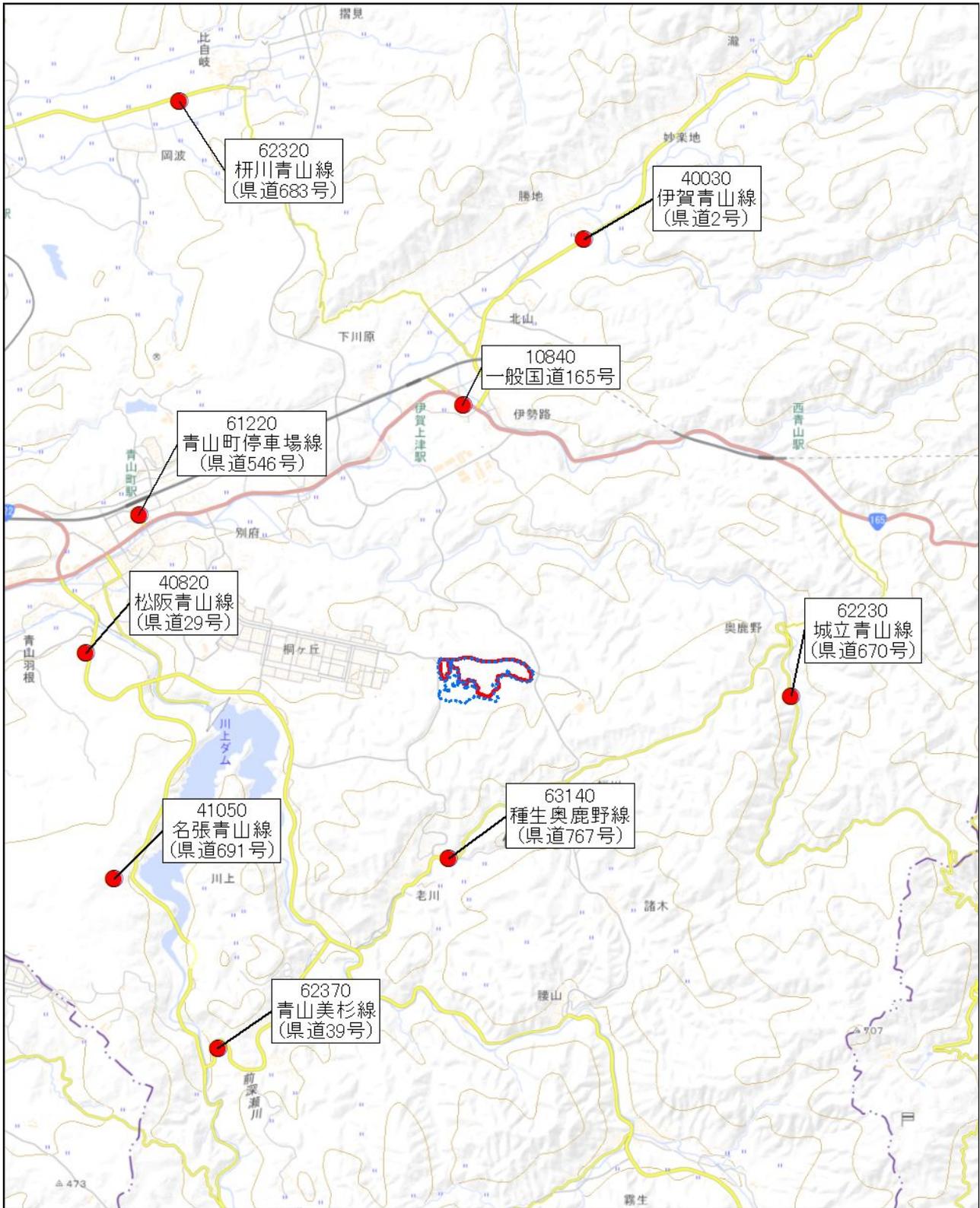
準対象事業実施区域の北側には近鉄大阪線が走っており、北西側には青山町駅が、北側には伊賀上津駅が位置している。令和 5 年度の青山町駅の 1 日あたりの乗車人員は 654 人、伊賀上津駅は 101 人、西青山駅は 19 人であった。

表 3.2.4-2 鉄道の状況（令和 5 年度）

会社名	路線名	駅名	乗車人員（人/日）
近畿日本鉄道	近鉄 大阪線	青山町	654
		伊賀上津	101
		西青山	19

出典：「令和 7 年刊 三重県統計書」（三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci600016619.htm>）

令和 7 年 3 月 7 日



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)

交通量調査地点

- 観測地点

注) □枠内の上段は、調査単位区間番号、
中段、下段は、路線名を示す

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」
(国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)
令和5年10月10日閲覧

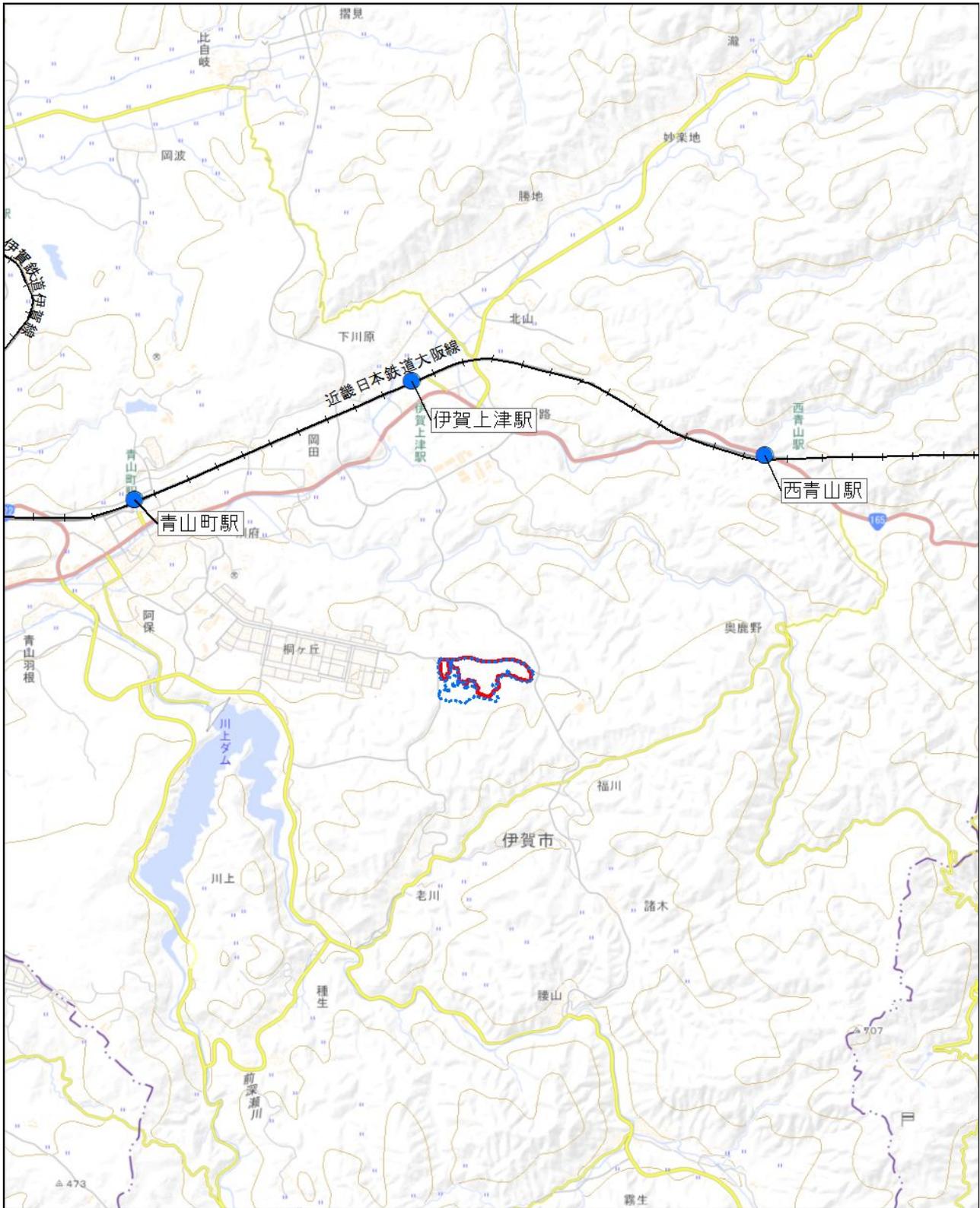


0 2 km

1:50,000

図 3.2.4-1

主要な交通の状況及び交通量の調査
区間図



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)

交通量調査地点

- 駅

出典：「国土数値情報 鉄道データ」
 (国土交通省 HP https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-v2_3.html) 令和5年10月10日閲覧



0 2 km

1:50,000

図 3.2.4-2 主要な鉄道の状況

3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設の状況

(1) 学校、病院その他の環境の保全等についての配慮が特に必要な施設の状況

準対象事業実施区域及びその周囲における、学校、病院その他の環境の保全等についての配慮が特に必要な施設の状況は、表 3.2.5-1 及び図 3.2.5-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲には 11 施設が存在する。

表 3.2.5-1 学校等の環境の保全等についての配慮が特に必要な施設の状況

番号	分類	名称	所在地	太陽電池等設置計画範囲までの距離
1	小学校	伊賀市立青山小学校	伊賀市阿保 1789	約 2.1km
2	中学校	伊賀市立青山中学校	伊賀市阿保 1870	約 2.0km
3	中高一貫校	学校法人日生学園桜丘中学校・高等学校	伊賀市下神戸 2756	約 3.5km
4	高等学校	学校法人愛農学園農業高等学校	伊賀市別府 690	約 1.9km
5		学校法人神村学園高等部伊賀分校	伊賀市北山 1373	約 3.1km
6	幼保連携型認定こども園	青山よさみ幼稚園	伊賀市柏尾 1397-14	約 140m
7	認可保育所	さくら保育園	伊賀市阿保 1152	約 2.6km
8	児童福祉施設	青山放課後児童デイサービス なごみのひろば	伊賀市阿保 1151	約 2.6km
9		伊賀市老川児童館	伊賀市老川 1790-1	約 1.7km
10	診療所	特別養護老人ホーム森の里診療所	伊賀市腰山 1135	約 2.9km
11	福祉施設（特別養護老人ホーム）	社会福祉法人青山福祉会 森の里 木精館（こだまかん）	伊賀市腰山 1135	約 2.9km

出典：「令和 6 年度 学校名簿」（三重県教育委員会 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/17720018716.htm>）

令和 6 年 9 月 17 日閲覧

「伊賀市の保育所（園）一覧」（伊賀市 HP <https://www.city.iga.lg.jp/igakids/0000002583.html>）令和 5 年 8 月 28 日閲覧

「伊賀市の認定こども園一覧」（伊賀市 HP <https://www.city.iga.lg.jp/igakids/0000006537.html>）令和 5 年 8 月 28 日閲覧

「伊賀市 放課後児童クラブ」（伊賀市 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-4540.html>）令和 5 年 8 月 28 日閲覧

「地域医療情報システム」（日本医師会 HP <http://jmap.jp/cities/detail/city/33214>）令和 5 年 8 月 28 日閲覧

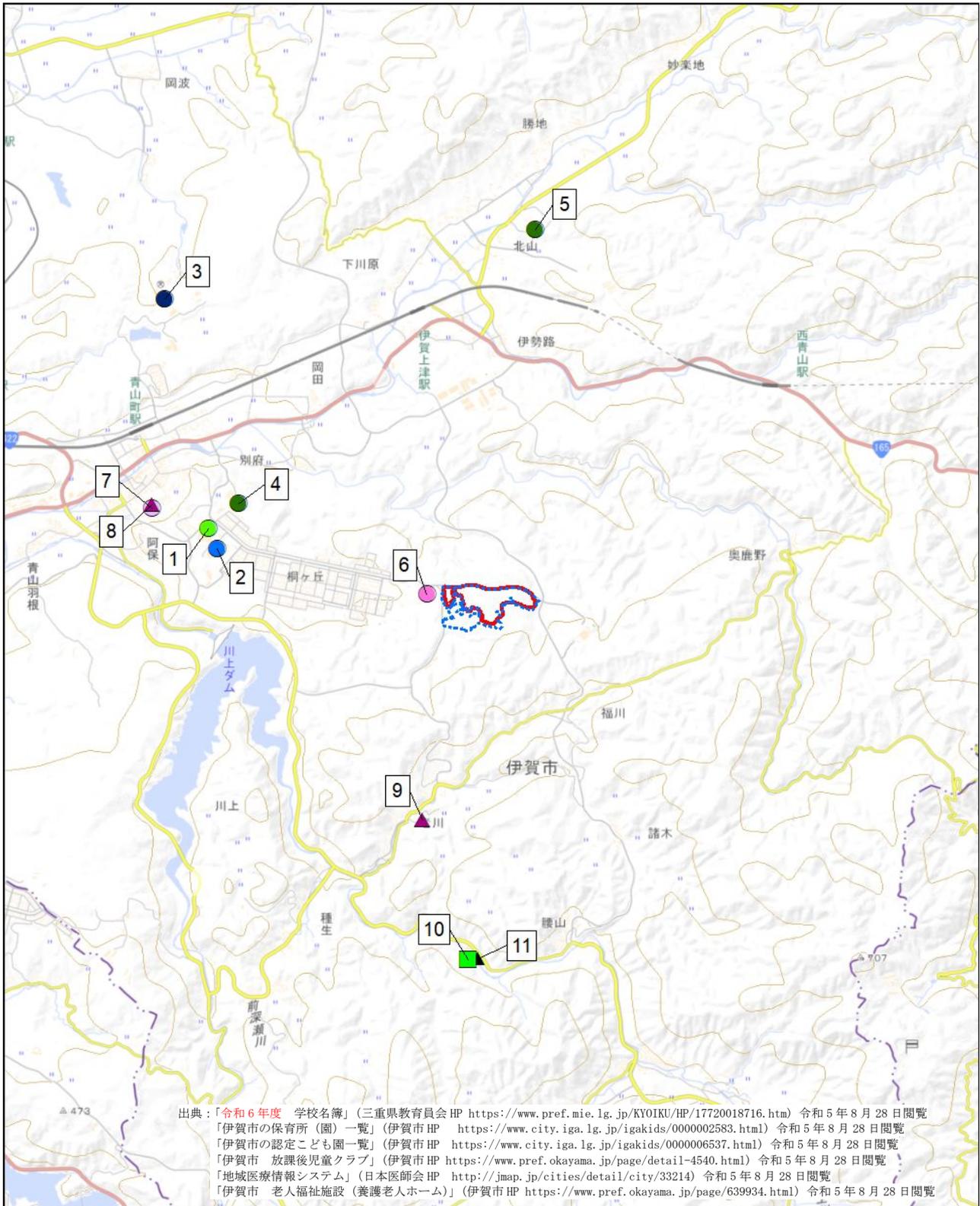
「伊賀市 老人福祉施設（養護老人ホーム）」（伊賀市 HP <https://www.pref.okayama.jp/page/639934.html>）

令和 5 年 8 月 28 日閲覧

(2) 住宅等の配置の概況

準対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の配置の概況は、図 3.2.5-2 に示すとおりである。

準対象事業実施区域の西側の桐ヶ丘には住宅が集中しており、準対象事業実施区域の南側にある県道 767 号等の幹線道路沿いにも集落が分布している。



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 小学校
- 中学校
- 中高一貫校
- 高等学校
- 幼保連携型認定こども園
- 認可保育所
- ▲ 児童福祉施設
- ▲ 福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 診療所

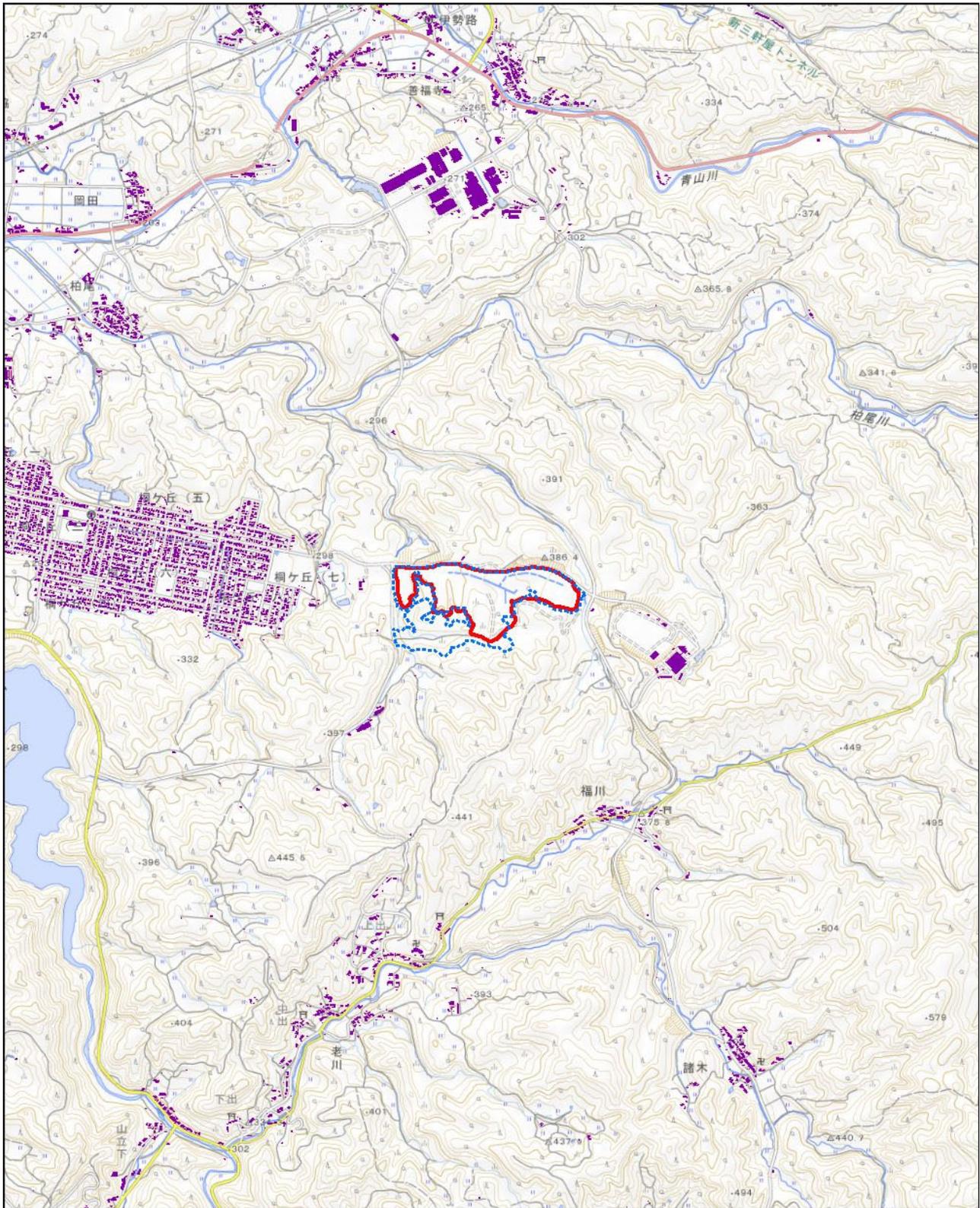


0 2 km

1:50,000

図 3.2.5-1

環境の保全等についての配慮が特に必要な施設の状況



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 建築物

出典：「基盤地図情報 建築物」を加工*して作成
 (国土交通省 HP <https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)
 令和6年1月22日閲覧
 ※明らかに住宅ではない建物について、施設名等を追記した。



0 1 km

1:25,000

図 3.2.5-2 住宅等の配置の概況

3.2.6 衛生環境施設の整備状況

(1) 上水道

伊賀市における令和4年度末の上水道普及状況は、表 3.2.6-1 に示すとおりである。

令和4年度末時点での伊賀市の上水道普及率は99.5%である。

表 3.2.6-1 上水道の状況（令和4年度末）

	年間総配水量 (千 m ³)	1日最大配水量 (m ³)	施設能力 (m ³ /日)	施設数	給水人口 (人)	普及率 (%)
上水道	13,891	45,384	69,901	13	85,956	99.5
簡易水道	-	-	-	-	-	-
専用水道	-	-	2,850	3	52	-
総数	13,891	45,384	72,751	16	86,008	-

出典：「令和7年刊 三重県統計書」（三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/common/07/ci600016619.htm>）
令和7年3月7日

(2) 下水道

伊賀市における令和4年度末の下水道の普及状況は、表 3.2.6-2 に示すとおりである。

令和4年度末時点での伊賀市の下水道普及率は83.8%である。

表 3.2.6-2 下水道の状況（令和4年度末）

(単位：人)

	公共下水道 現在処理区域	農業集落排水 現在処理区域	コミュニティ・ プラント処理	合併処理 浄化槽処理	計	普及率 (%)
伊賀市	16,594	15,661	241	39,305	71,801	83.8

出典：「令和5年度版伊賀市統計書」（伊賀市 HP <https://www.city.iga.lg.jp/0000002865.html>） 令和7年9月25日

(3) 廃棄物処理状況

伊賀市における令和5年度のごみ処理状況は、表 3.2.6-3 に示すとおりである。

令和5年度の伊賀市のごみ処理量は22,466t/年であり、多くは焼却処理(19,488t/年)である。

表 3.2.6-3 ごみ処理状況（令和5年度）

(単位：t/年)

	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ燃料 化施設	その他資 源化等 を行う施設	その他の 施設	直接資源 化量	直接埋立	合計
伊賀市	19,488	91	0	0	1,497	332	1,058	0	22,466
三重県	438,618	14,314	187	4,366	25,727	408	19,815	2,233	505,816

出典：「令和5年度一般廃棄物処理事業のまとめ」

(三重県 HP https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000066_00004.htm) 令和7年3月

3.2.7 環境の保全を目的とする法令等

(1) 環境基準等

(a) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められており、表 3.2.7-1 に示すとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準は表 3.2.7-2 に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3.2.7-3 に示すとおりである。

表 3.2.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正平成8年環境省告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正平成8年環境省告示第74号)

表 3.2.7-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、最終改正平成30年環境省告示第100号)

表 3.2.7-3 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

出典:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

(b) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定められている。

一般地域における騒音に係る環境基準は表3.2.7-4に示すとおりである。基準値は、地域の類型及び時間区分ごとに定められており、伊賀市における地域の類型は、伊賀市長により指定されている。

道路に面する地域における自動車交通騒音に係る環境基準は表3.2.7-5に、道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値は表3.2.7-6に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲においては、図3.2.7-3に示すとおり、用途地域の指定がないため類型指定に該当しない。

表 3.2.7-4 騒音に係る環境基準 (一般地域)

地域の類型	基準値	
	昼間(午前6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日午前6時まで)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

三重県における地域の類型は、以下のとおり。

AA 類型：指定なし

A 類型：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

B 類型：第1種・第2種住居地域、準住居地域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注) 航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境省告示第64号、最終改正平成24年環境省告示第54号)

「三重の環境」(三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/eco/policy/43997014056.htm>) 令和5年8月29日閲覧

表 3.2.7-5 自動車交通騒音に係る環境基準 (道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間(午前6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日午前6時まで)
A 地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注) 航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境省告示第64号、最終改正平成24年環境省告示第54号)

表 3.2.7-6 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間(午前6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日午前6時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては、40デシベル以下)によることができる。	

注) 航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境省告示第64号、最終改正平成24年環境省告示第54号)

(c) 水質に係る環境基準及び類型指定区間

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定められている。

環境基準のうち「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2.7-7に示すとおりであり、全ての公共用水域について一律に定められている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2.7-8及び表3.2.7-9(1)～表3.2.7-9(3)に示すとおりであり、河川、湖沼ごとに水域類型及び基準値が定められている。

準対象事業実施区域及びその周囲における水域類型の指定状況は、図3.2.7-1に示すとおりである。準対象事業実施区域の周囲においては木津川上流が河川A類型・生物A類型に指定されているが、準対象事業実施区域内には河川はない。

表 3.2.7-7 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和5年3月13日環境省告示第6号)

表 3.2.7-8 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25 mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25 mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25 mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50 mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100 mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-

備考

1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水生生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水生生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 3.2.7-9(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級・工業用水 1 級・農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

備考

1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100ml 以下とする。
4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水生生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

表 3.2.7-9(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

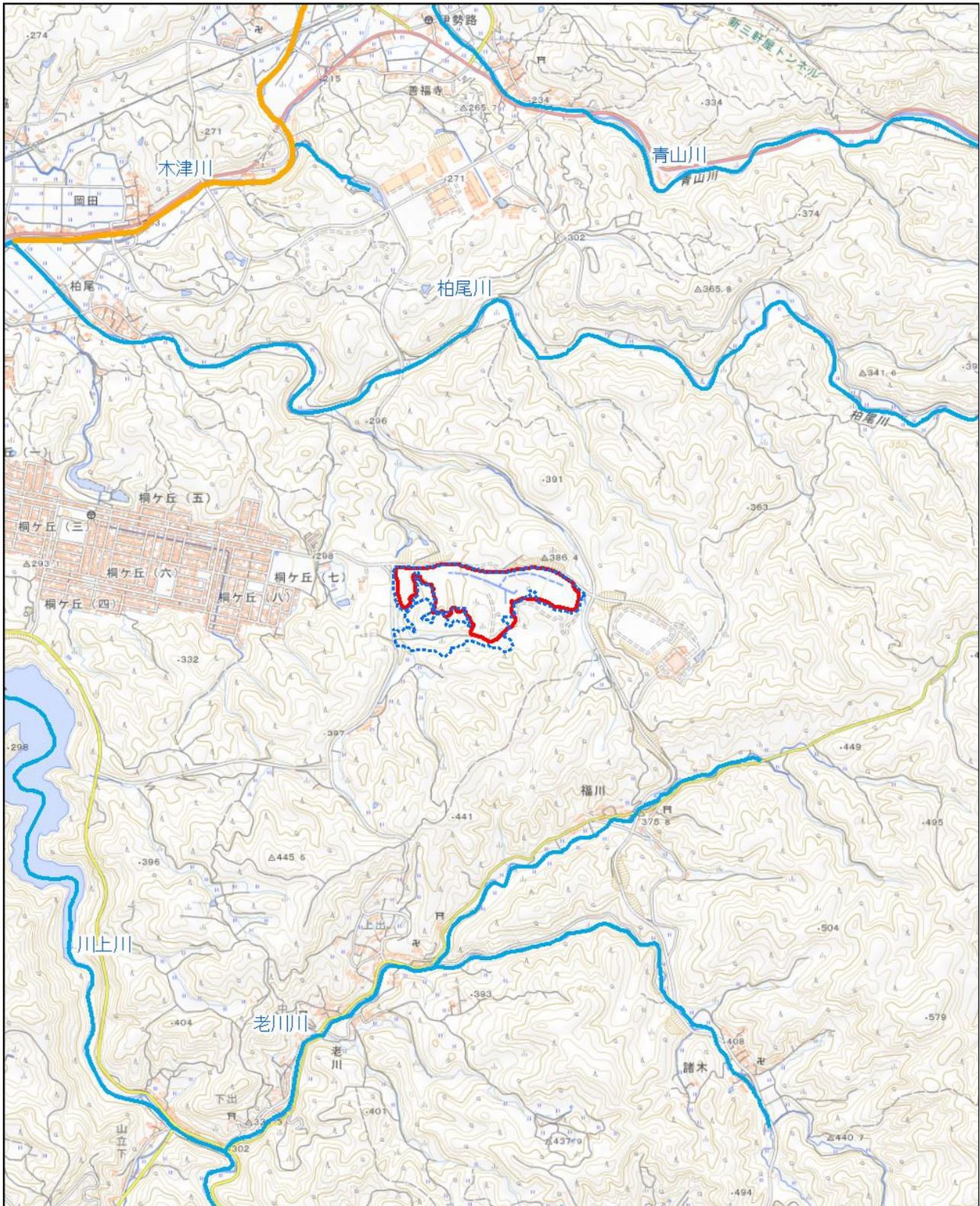
出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 3.2.7-9(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備 考		
1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）



凡例

 準対象事業実施区域(変更前)

 準対象事業実施区域(変更後)

環境基準類型指定水域

 A類型

出典：「水環境総合情報サイト」

(環境省 HP <https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>)

令和5年10月16日閲覧



0 1 km

1:25,000

図 3.2.7-1

水域の生活環境の保全に関する
環境基準類型指定状況

(d) 土壤に係る環境基準

土壤の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)により定められている。

土壤の汚染に係る環境基準は、表 3.2.7-10 に示すとおりである。

表 3.2.7-10 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注 1) 環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、最終改正令和2年4月2日環境省告示第44号)

(e) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）により定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2.7-11 に示すとおりである。

表 3.2.7-11 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。	
4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注 1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 2) 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4) 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号、最終改正令和 4 年 11 月 25 日 環境省告示第 89 号）

(f) 地下水に係る環境基準

地下水に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)により定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.7-12 に示すとおりである。

表 3.2.7-12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正令和3年10月7日環境省告示第63号)

(2) 規制基準及び指定地域

(a) 大気汚染に係る規制基準及び指定地域

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)では、工場・事業場から排出される大気汚染物質に対して、表3.2.7-13に示すとおり排出基準値が定められている。また、「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13年三重県条例第7号)において、表3.2.7-14に示すとおり大気汚染物質について排出基準等が定められている。なお、本事業では、「大気汚染防止法」及び「三重県生活環境の保全に関する条例」の排出基準が適用される施設は設置しない。

表 3.2.7-13 大気汚染防止法に基づく排出基準

規制物質		基準値	
ばい煙	硫黄酸化物(SO _x)	許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準 : K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準 : K = 1.17 ~ 2.34	
	ばいじん	一般排出基準 : 0.04 ~ 0.5g/Nm ³ 、特別排出基準 : 0.03 ~ 0.2g/Nm ³	
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	1.0mg/Nm ³
		塩素(Cl ₂)、 塩化水素(HCl)	塩素 : 30mg/Nm ³ 、塩化水素 : 80 ~ 700mg/Nm ³
		フッ素(F)、 フッ化水素(HF)等	1.0 ~ 20mg/Nm ³
		鉛(Pb)、 鉛化合物	10 ~ 30mg/Nm ³
	窒素酸化物(NO _x)	60 ~ 950ppm	
揮発性有機化合物 (VOC)		400 ~ 60,000ppmC	
粉じん	特定粉じん (石綿)	濃度 10 本/L	
有害大気汚染物質	指定物質	ベンゼン	新設 : 50 ~ 600mg/Nm ³ 、既設 : 100 ~ 1500mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	新設 : 150 ~ 300mg/Nm ³ 、既設 : 300 ~ 500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	新設 : 150 ~ 300mg/Nm ³ 、既設 : 300 ~ 500mg/Nm ³

出典 : 「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正令和2年6月5日)

表 3.2.7-14 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく排出基準

規制物質	排出基準等	
	排出口	敷地境界
硫黄酸化物	四日市地域 K=1.17、2.92、3.0	-
ばいじん	特別排出基準適用区域 0.1 ~ 0.8g/Nm ³ その他 0.2 ~ 5.0g/Nm ³	-
塩素	30gm/Nm ³	0.9mg/Nm ³
塩化水素	80 ~ 700mg/Nm ³	2mg/Nm ³
鉛及びその化合物	-	0.03mg/Nm ³
アセトアルデヒド	200mg/Nm ³	12mg/Nm ³
ホルムアルデヒド	7.5mg/Nm ³	0.35mg/Nm ³
一酸化炭素	-	50/Nm ³
五酸化バナジウム	-	0.015mg/Nm ³
硫酸	-	0.6mg/Nm ³
スチレン	-	4.6mg/Nm ³
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	12mg/Nm ³	0.3mg/Nm ³
エチレンオキシド	200mg/Nm ³	12mg/Nm ³
窒素酸化物	総排出量規制 (四日市地域)	

出典 : 「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」(平成13年三重県規則第39号、最終改正令和5年3月14日)

(b) 騒音に係る規制基準及び指定地域

騒音については、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13年三重県条例第7号)に基づき、「特定工場等において発生する騒音の規制基準」、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「自動車交通騒音の要請限度」等が定められている。

「騒音規制法」及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準等は表3.2.7-15、表3.2.7-16に、特定建設作業(条例では「建設作業」という。)に伴って発生する騒音に関する規制基準は表3.2.7-17に、自動車騒音に係る要請限度は表3.2.7-18に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲においては、図3.2.7-3に示すとおり、用途地域の指定がないため騒音規制法に基づく指定地域に該当しない。

また、本事業では「騒音規制法」に規定される特定施設及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に規定される指定施設は設置しない。

表 3.2.7-15 特定工場等において発生する騒音の規制基準 (法)

区域の区分		時間区分		
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から 午前8時まで 及び午後7時 から午後10時 まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時 まで)
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種 区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域及び知事が指定 した地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域及び知事が指定 した地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種 区域	工業地域及び知事が指定し た地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

※この基準は、特定工場等の敷地境界線における値である。

備考：第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「三重の環境 工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」(令和4年12月、三重県環境生活部)

表 3.2.7-16 工場等において発生する騒音の排出基準（条例）

時間区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域（工業専用地域を除く。）	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

※この基準は、工場等の敷地境界線における値である。

備考：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「三重の環境 工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」（令和4年12月、三重県環境生活部）

表 3.2.7-17 特定建設作業※に伴って発生する騒音の規制基準

規制項目	1号区域	2号区域	適用除外
基準値	85 デシベル		
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時	①②③④
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	①②
最大作業日数	連続6日		①②
作業禁止日	日曜日その他の休日		①②③④⑤

※ 条例では「建設作業」という。

備考 基準値は、騒音に係る特定建設作業※の場所の敷地境界線における値である。

「規制区分」1号区域：三重県全域（ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。）

2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

「適用除外」① 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
④ 道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
⑤ 変電所の変更工事で行う必要がある場合

出典：「三重の環境 建設工事に対する騒音・振動規制の手引き」（令和3年3月、三重県環境生活部）

表 3.2.7-18 自動車騒音に係る要請限度

時間区分		a 区域		b 区域	c 区域
		1車線	2車線以上	2車線以上	1車線以上
昼間	午前6時から午後10時まで	65 デシベル	70 デシベル	75 デシベル	75 デシベル
夜間	午後10時から翌日午前6時まで	55 デシベル	65 デシベル	70 デシベル	70 デシベル
上記のうち幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度が適用される。 昼間 75 デシベル 夜間 70 デシベル					

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を指す。

1. 三重県における、a区域、b区域、c区域は以下のとおり。

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「令和6年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和6年11月、三重県）

(c) 振動に係る規制基準及び指定地域

振動については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成13年三重県条例第7号)に基づき、「特定工場等において発生する振動の規制基準」、「特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準」及び「道路交通振動に係る要請限度」等が定められている。

「振動規制法」及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準等は表3.2.7-19、表3.2.7-20に、特定建設作業(条例では「建設作業」という。)に伴って発生する振動に関する規制基準は表3.2.7-21に、道路交通振動に係る要請限度は表3.2.7-22に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲においては、図3.2.7-3に示すとおり、用途地域の指定がないため振動規制法に基づく指定地域に該当しない。

また、本事業では「振動規制法」に規定される特定施設及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に規定される指定施設は設置しない。

表 3.2.7-19 特定工場等において発生する振動の規制基準 (法)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日午前8時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市長が指定した地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 市長が指定した地域	65 デシベル	60 デシベル

※この基準は、特定工場等の敷地境界線における値である。

備考

第二種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
3. 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6. ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

出典:「三重の環境 工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」(令和4年12月、三重県環境生活部)

表 3.2.7-20 工場等において発生する振動の排出基準（条例）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日午前8時まで)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 その他の地域（工業専用地域を除く。）	65 デシベル	60 デシベル

※この基準は、特定工場等の敷地境界線における値である。

備考 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「三重の環境 工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」（令和4年12月、三重県環境生活部）

表 3.2.7-21 特定建設作業※において発生する振動の規制基準

規制項目	1号区域	2号区域	適用除外
基準値	75 デシベル		
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時	①②③④
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	①②
最大作業日数	連続6日		①②
作業禁止日	日曜日その他の休日		①②③④⑤

※ 条例では「建設作業」という。

備考 基準値は、振動に係る特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

「規制区分」1号区域：三重県全域（ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。）

2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

「適用除外」① 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
④ 道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
⑤ 変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

出典：「三重の環境 工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」（令和4年12月、三重県環境生活部）

表 3.2.7-22 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市長が指定した地域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 市長が指定した地域	70 デシベル	65 デシベル

出典：「令和6年度版 三重県サステナビリティレポート」（令和6年11月、三重県）

(d) 悪臭に係る規制基準及び規制地域

伊賀市では、都市計画区域が特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域に指定されている。

準対象事業実施区域及びその周囲は、図 3.2.7-3 に示す通り都市計画区域に該当しており、規制地域に指定されている。

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)において、第 3 条及び第 4 条に基づき特定悪臭物質濃度による規制基準が定められている。悪臭に係る規制基準は表 3.2.7-23(1)～表 3.2.7-23(3) に示すとおりである。

表 3.2.7-23(1) 悪臭に係る規制基準

(1) 事業場の敷地境界線の地表における規制基準 (特定悪臭物質第 1 号規制)

特定悪臭物質名	1 号規制基準値 (単位 ppm)	適用規制		
		1 号	2 号	3 号
アンモニア	1	○	○	
メチルメルカプタン	0.002	○		○
硫化水素	0.02	○	○	○
硫化メチル	0.009	○		○
二硫化メチル	0.009	○		○
トリメチルアミン	0.005	○	○	
アセトアルデヒド	0.05	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	○	○	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	○	○	
イソバレールアルデヒド	0.003	○	○	
イソブタノール	0.9	○	○	
酢酸エチル	3	○	○	
メチルイソブチルケトン	1	○	○	
トルエン	10	○	○	
スチレン	0.4	○		
キシレン	1	○	○	
プロピオン酸	0.03	○		
ノルマル酪酸	0.001	○		
ノルマル吉草酸	0.0009	○		
イソ吉草酸	0.001	○		

出典:「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の制定」(平成 24 年 3 月 21 日、三重県告示第 187 号)

表 3.2.7-23(2) 悪臭に係る規制基準

(2) 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（特定悪臭物質第2号規制）

規制基準は、次の換算式によって得られた排出口における排出量（悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量）です。

$$Q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

Q：流量 [m³N/h]（単位：温度0℃1気圧の状態に換算したm³/h）
 He：補正された排出口の高さ、有効煙突口 [m] ※Heが5m未満となる場合については適用しない
 Cm：敷地境界線の地表における規制基準値（第1号規制基準値 [ppm]）

特定悪臭物質名	規制基準（単位 ppm）
アンモニア	1
硫化水素	0.02
トリメチルアミン	0.005
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
キシレン	1

・悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。
 出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の制定」（平成24年3月21日、三重県告示第187号）

表 3.2.7-23(3) 悪臭に係る規制基準

(3) 事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準（特定悪臭物質第3号規制）

特定悪臭物質名	排水の量 Q (m ³ /s)	規制基準値 (単位 mg/L)
メチルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007
	$0.1 < Q$	0.001 ※
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02
	$0.1 < Q$	0.005
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07
	$0.1 < Q$	0.01
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1
	$0.1 < Q$	0.03

※ 測定条件等から当分の間 0.002mg/lとされている

・悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の制定」（平成24年3月21日、三重県告示第187号）

(e) 水質汚濁に係る規制基準及び指定地域

排水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき特定事業場に係る排水基準が定められている。水質汚濁防止法に基づく排水基準は、表 3.2.7-24(1)及び表 3.2.7-24(2)に示すとおりである。

三重県では「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成 13 年三重県条例第 7 号)により上乗せ排水基準が定められている。上乗せ排水基準が定められている項目は表 3.2.7-24(3)及び表 3.2.7-24(4)に示すとおりである。

本事業では、水質汚濁防止法の排出基準や条例の上乗せ排出基準が適用される特定施設は設置しない。

表 3.2.7-24(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準 (有害物質)

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03 mg Cd/L
シアン化合物		1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)		1 mg/L
鉛及びその化合物		0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物		0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	10 mg B/L
	海域に排出されるもの:	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	8 mg F/L
	海域に排出されるもの:	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量:	100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L
備考		
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するもの)をいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

出典:「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正令和 5 年 9 月 29 日環境省令第 14 号)

表 3.2.7-24(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの：5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である工場または事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正令和 4 年 5 月 17 日環境省令第 17 号）

表 3.2.7-24(3) 生活環境に係る項目の上乗せ基準

第一種水域（新設の特定事業場については四日市・鈴鹿水域の第二種水域を含む）

		新設（昭和 47 年 1 月 1 日以後に設置） の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1 日当たりの平均的な排水量）		50 m ³ 以上 （ノルマルヘキサン抽出物質含有量 については 400 m ³ 以上）			400 m ³ 以上	
項目	業種	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）	備考	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）
	pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		5.8 以上 8.6 以下		-	
BOD（生物化学的酸素要求量）						
(mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		130	100
	2. 毛紡績業（洗毛を行うものに限る）	-	-		120	90
	3. 全業種（1及び2の業種を除く）	25	20		65	50
COD（化学的酸素要求量）						
(mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	25	20		-	-
SS（浮遊物質質量）						
(mg/L)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		130	100
	2. 全業種（1の業種を除く）	90	70		90	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） (mg/L)		-	1	6	-	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） (mg/L)		-	10	6	-	-
フェノール類含有量（mg/L）		1	-		1	-
銅含有量（mg/L）		1	-		1	-

第二種水域（新設の特定事業場については四日市・鈴鹿水域の第二種水域を除く）

		新設（昭和 47 年 1 月 1 日以後に設置） の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1 日当たりの平均的な排水量）		50 m ³ 以上 （ノルマルヘキサン抽出物質含有量 については 400 m ³ 以上）			400 m ³ 以上	
項目	業種	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）	備考	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）
	pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		5.8 以上 8.6 以下		-	
BOD（生物化学的酸素要求量）						
(mg/L)	1. コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75	55		75	55
	2. 全業種（1の業種、パルプ又は紙加工工業及び石油精製業を除く）	130	100		130	100
COD（化学的酸素要求量）						
(mg/L)	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業	75	55		75	55
	2. 全業種（1の業種、パルプ又は紙加工工業及び石油精製業を除く）	130	100		130	100
SS（浮遊物質質量）						
(mg/L)	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業、石油化学工業（石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く）	140	110		140	110
	2. 熱硬化性樹脂製造業	110	90		110	90
	3. 化学工業（石油化学工業を除く）	180	140		180	140
	4. 全業種（1、2及び3の業種、毛紡績業（洗毛を行うものに限る）、石油精製業ならびにパルプ又は紙加工工業を除く）	130	100		130	100
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） (mg/L)						
(mg/L)	石油化学工業（潤滑油製造業を除く）	-	-		-	1
	石油化学工業	-	1	6	-	-
フェノール類含有量（mg/L）		1	-		1	-
銅含有量（mg/L）		1	-		1	-

表 3.2.7-24(4) 生活環境に係る項目の上乗せ基準

天白川水域

		新設（昭和47年1月1日以後に設置） の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1日当たりの平均的な排水量）		50 m ³ 以上 （ノルマルヘキサン抽出物質含有量 については400 m ³ 以上）			400 m ³ 以上	
項目	業種	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）	備考	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）
	BOD（生物化学的酸素要求量）					
（mg/L）	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	25	20		25	20
SS（浮遊物質質量）						
（mg/L）	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	90	70		90	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）						
（mg/L）	石油化学工業（潤滑油製造業を除く）	-	-		-	1
	石油化学工業	-	1	6	-	-
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）						
（mg/L）		-	10	6	-	-
フェノール類含有量（mg/L）						
		1	-		1	-
銅含有量（mg/L）						
		1	-		1	-

- 「第一種水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
木曾川、五カ所川、員弁川、小方川、朝明川、古和川、三滝川、奥川、内部川、大谷川、鈴鹿川本川、木津川、鈴鹿川派川、名張川、安濃川、赤羽川、雲出川、銚子川、阪内川、矢の川、櫛田川、古川、祓川、逢川、笹笛川、湊川、大堀川、西郷川、宮川、井戸川、加茂川、尾呂志川、迫子川、熊野川、桧山路川、神内川、南張川
 - 「第二種水域」とは、第一種水域に属さない公共用水域（天白川水域を除く。）をいう。
 - 「四日市・鈴鹿水域」とは、員弁川河口左岸から四日市市を経て中の川河口右岸に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（天白川水域を除く）をいう。
 - 「天白川水域」とは、天白川（支派川を含む）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
 - 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が50 m³以上である特定事業場に係る排水について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が400 m³以上である特定事業場に係る排水について適用する。
 - この表に掲げる新設以外の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が、400 m³以上である特定事業場に係る排水について適用する。
 - この表の数値は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 出典：「水質規制のあらまし」（令和7年4月 三重県）（<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12224014733.htm>）

(f) 土壌に係る規制基準及び指定地域

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)における特定有害物質と区域の指定に係る基準、及び「三重県生活環境の保全に関する条例」(平成 13 年三重県条例第 7 号)における特定有害物質等の基準は表 3.2.7-25 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

表 3.2.7-25 特定有害物質及び区域の指定に係る基準

特定有害物質	分類	土壌汚染対策法		県生活環境保全条例	
		土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)	土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)
クロロエチレン	(揮発性有機化合物) 第1種特定有害物質	0.002 以下	—	0.002	—
四塩化炭素		0.002 以下	—	0.002	—
1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	—	0.004	—
1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	—	0.1	—
1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	—	0.04	—
1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	—	0.002	—
ジクロロメタン		0.02 以下	—	0.02	—
テトラクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01	—
1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	—	1	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	—	0.006	—
トリクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01	—
ベンゼン		0.01 以下	—	0.01	—
カドミウム及びその化合物		(重金属等) 第2種特定有害物質	0.003 以下	45 以下	0.003
六価クロム化合物	0.05 以下		250 以下	0.05	250
シアン化合物	検出されないこと		遊離シアンとして 50 以下	検出されないこと	遊離シアンとして 50
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下 かつ アルキル水銀 検出されないこと		15 以下	水銀 0.0005 かつ アルキル水銀 検出されないこと	15
セレン及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01	150
鉛及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01	150
砒素及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01	150
ふっ素及びその化合物	0.8 以下		4,000 以下	0.8	4,000
ほう素及びその化合物	1 以下		4,000 以下	1	4,000
シマジン	(農薬等) 第3種特定有害物質		0.003 以下	—	0.003
チオベンカルブ		0.02 以下	—	0.02	—
チウラム		0.006 以下	—	0.006	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと	—	検出されないこと	—
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る)		検出されないこと	—	検出されないこと	—

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正令和 4 年 3 月 24 日環境省令第 6 号)

出典：「令和 6 年度版 三重県サステナビリティレポート」(令和 6 年 11 月、三重県)

(g) 地盤沈下に係る規制基準及び指定地域

準対象事業実施区域及びその周囲には、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号) 及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号) に基づく指定地域はない。

(3) 主な自然環境関連法令に基づく指定・規制

準対象事業実施区域及びその周囲における主な自然環境関連法令による指定・規制等の状況は表 3.2.7-26 に示すとおりである。

表 3.2.7-26 主な自然環境関連法令による指定・規制の状況

法令等	事項	準対象事業 実施区域内	準対象事業 実施区域の周囲 (概ね 3km の範囲)
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
三重県自然環境保全条例	三重県自然環境保全地域	×	×
自然公園法	国立・国定公園	×	×
三重県自然公園条例	三重県立自然公園	×	×
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	×
	特別保護区	×	×
文化財保護法	カモシカ保護地域	×	×
三重県文化財保護条例	埋蔵文化財包蔵地	×	○
都市計画法	都市計画区域	○	○
	非線引き区域	○	○
	市街化区域及び調整区域	×	×
	風致地区	×	×
都市緑地法	緑地保全地域	×	×
	特別緑地保全地域	×	×
森林法	保安林	×	×
	地域森林計画対象民有林	○	○
砂防法	砂防指定地	○	○
地すべり防止法	地すべり防止区域	×	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	×	○
	土砂災害特別警戒区域	×	○
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○
	農用地区域	×	○

(a) 埋蔵文化財包蔵地

準対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「三重県文化財保護条例」(昭和 32 年三重県条例第 72 号)に基づく埋蔵文化財包蔵地は図 3.2.7-2 に示すとおりである。

準対象事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

(b) 都市計画区域(非線引き区域)

準対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく指定地域は図 3.2.7-3 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲は、都市計画区域(非線引き区域)に指定されている。

(c) 地域森林計画対象民有林

準対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく地域森林計画対象民有林の指定状況は図 3.2.7-4 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲は、地域森林計画対象民有林に指定されている。

(d) 砂防指定地

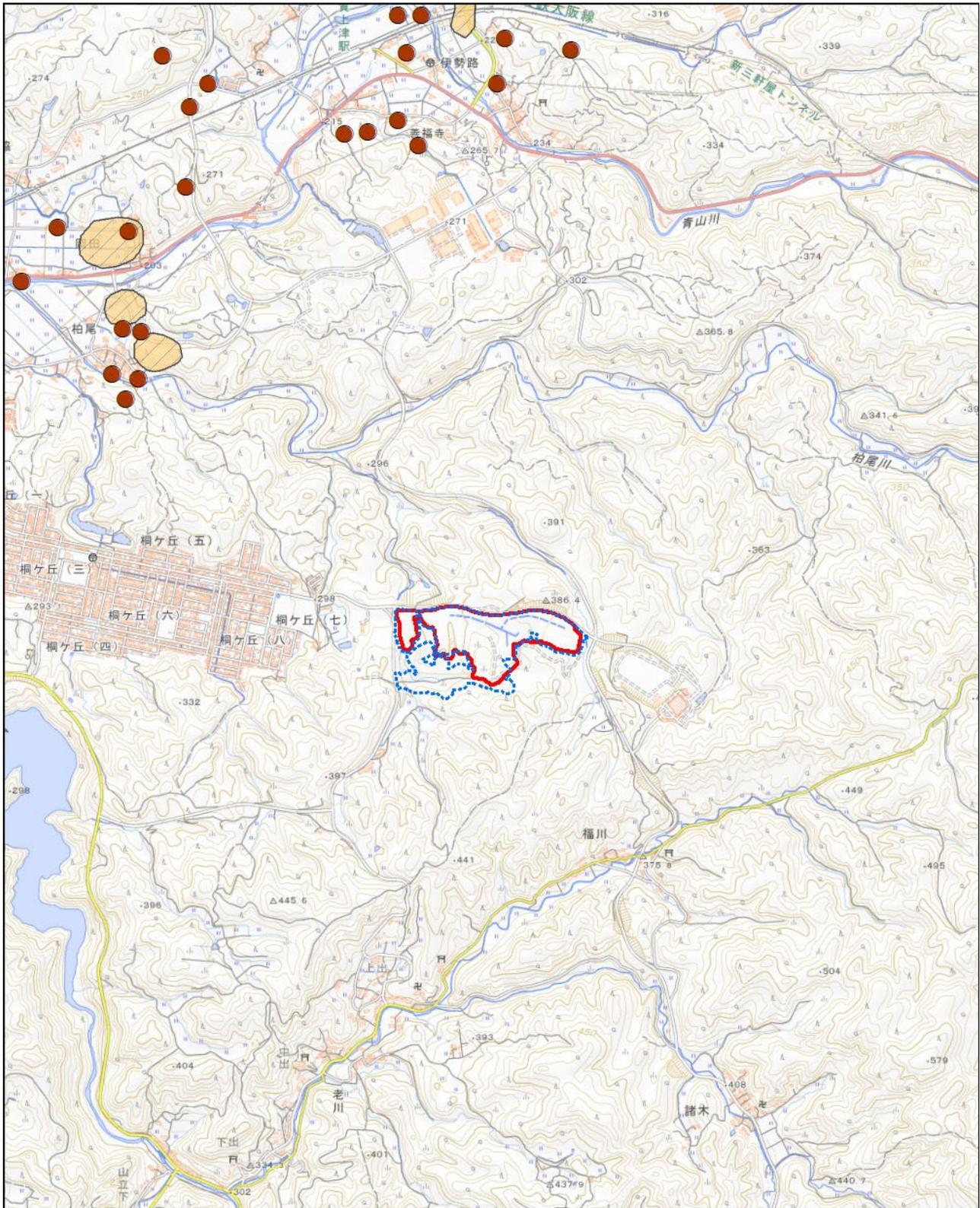
準対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定状況は図 3.2.7-5 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲は、砂防指定地に指定されている。

(e) 農業振興地域・農用地区域

準対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく農業振興地域及び農用地区域の指定状況は図 3.2.7-6 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲は、農業振興地域及び農用地区域に指定されているが、準対象事業実施区域内は「農地」に該当しないため、当該法令の適用を受けない。



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 埋蔵文化財包蔵地(点)
- 埋蔵文化財包蔵地(面)

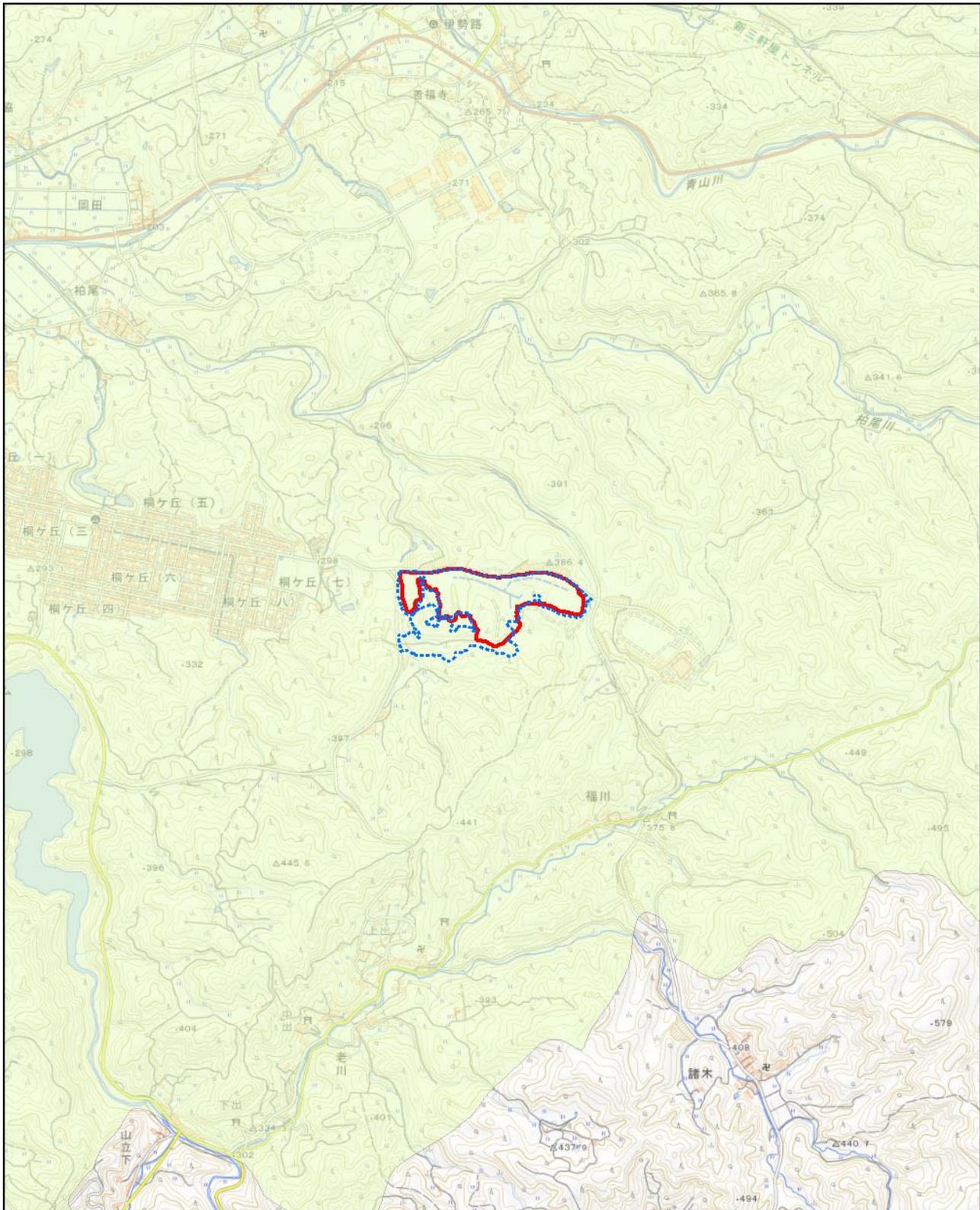
出典：「全国遺跡報告総覧」
 (奈良文化財研究所 HP <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja>)
 令和5年10月25日閲覧



0 1 km

1:25,000

図 3.2.7-2 埋蔵文化財包蔵地の位置



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)

都市地域

- 都市計画区域(非線引き区域)

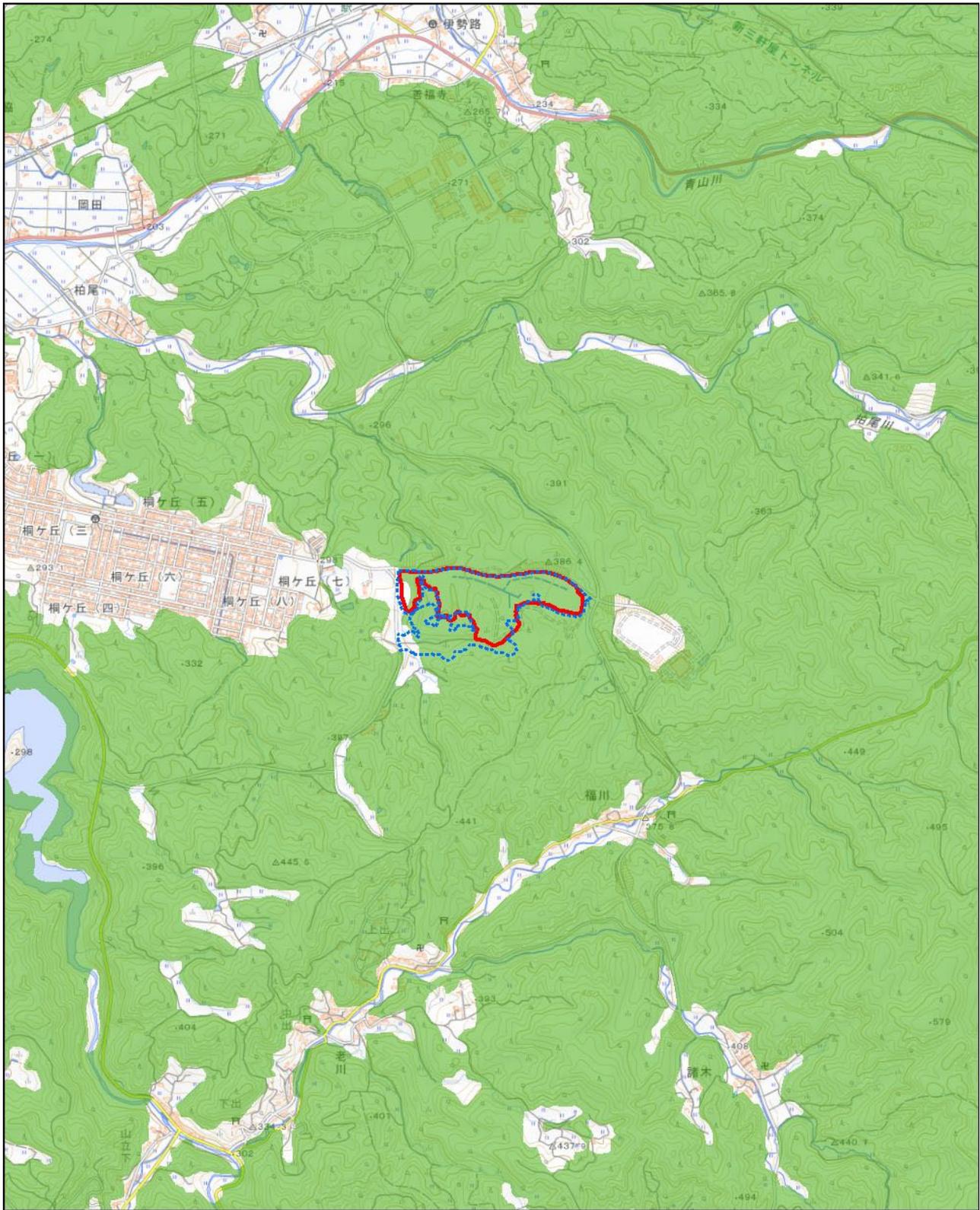
出典：「国土数値情報 都市地域 平成30年」
 (国土数値情報ダウンロードサイト HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) 令和5年10月10日閲覧



0 1 km

1:25,000

図 3.2.7-3 都市計画区域の範囲



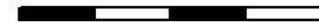
凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 地域森林計画対象民有林

出典：「国土数値情報 森林地域 平成 27 年」
 (国土数値情報ダウンロードサイト HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) 令和 5 年 10 月 10 日閲覧



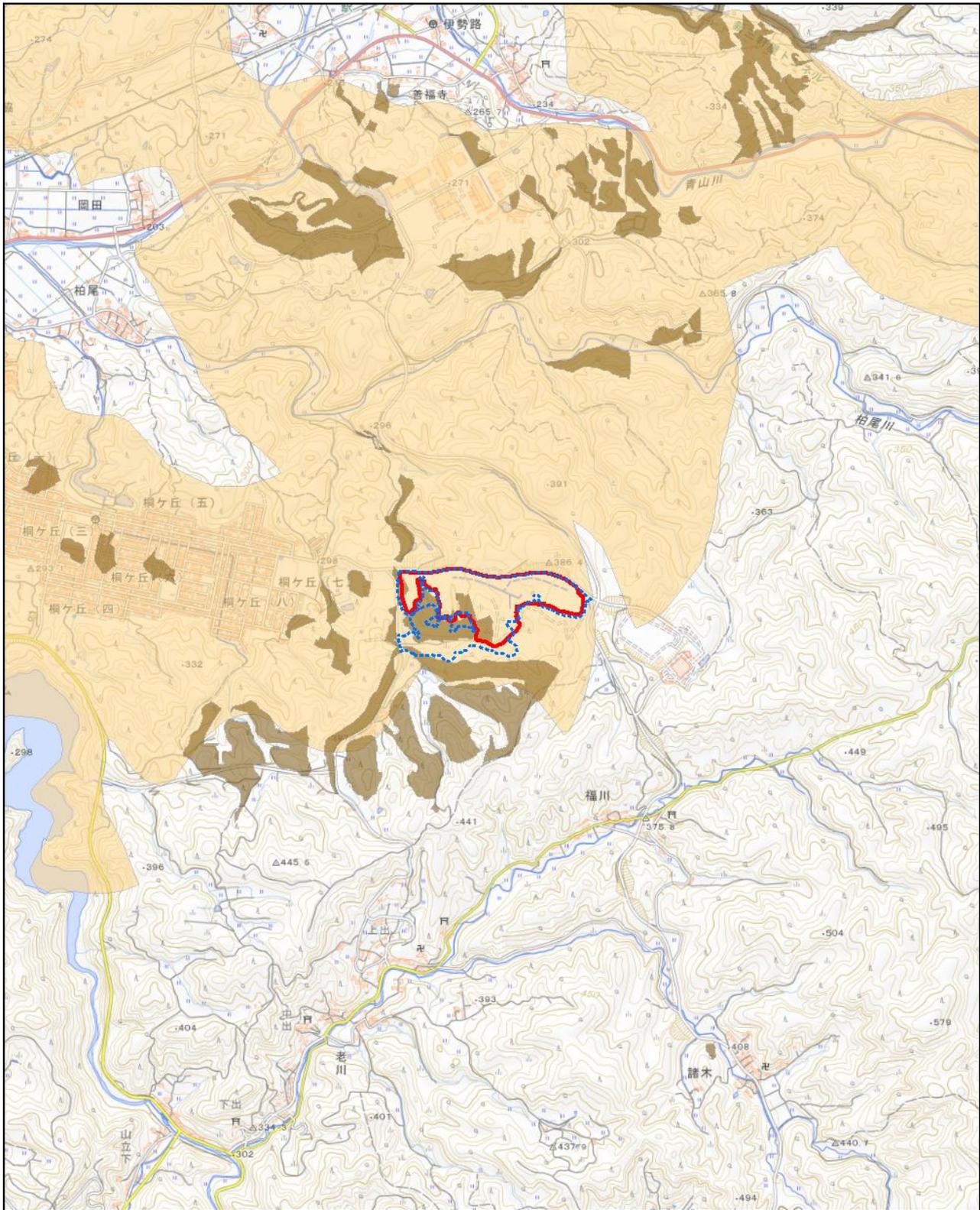
0 1 km



1:25,000

図 3.2.7-4

地域森林計画対象民有林の範囲



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 砂防法第6条に基づく施工区域告示された区域
- 砂防法第2条に基づく砂防指定地

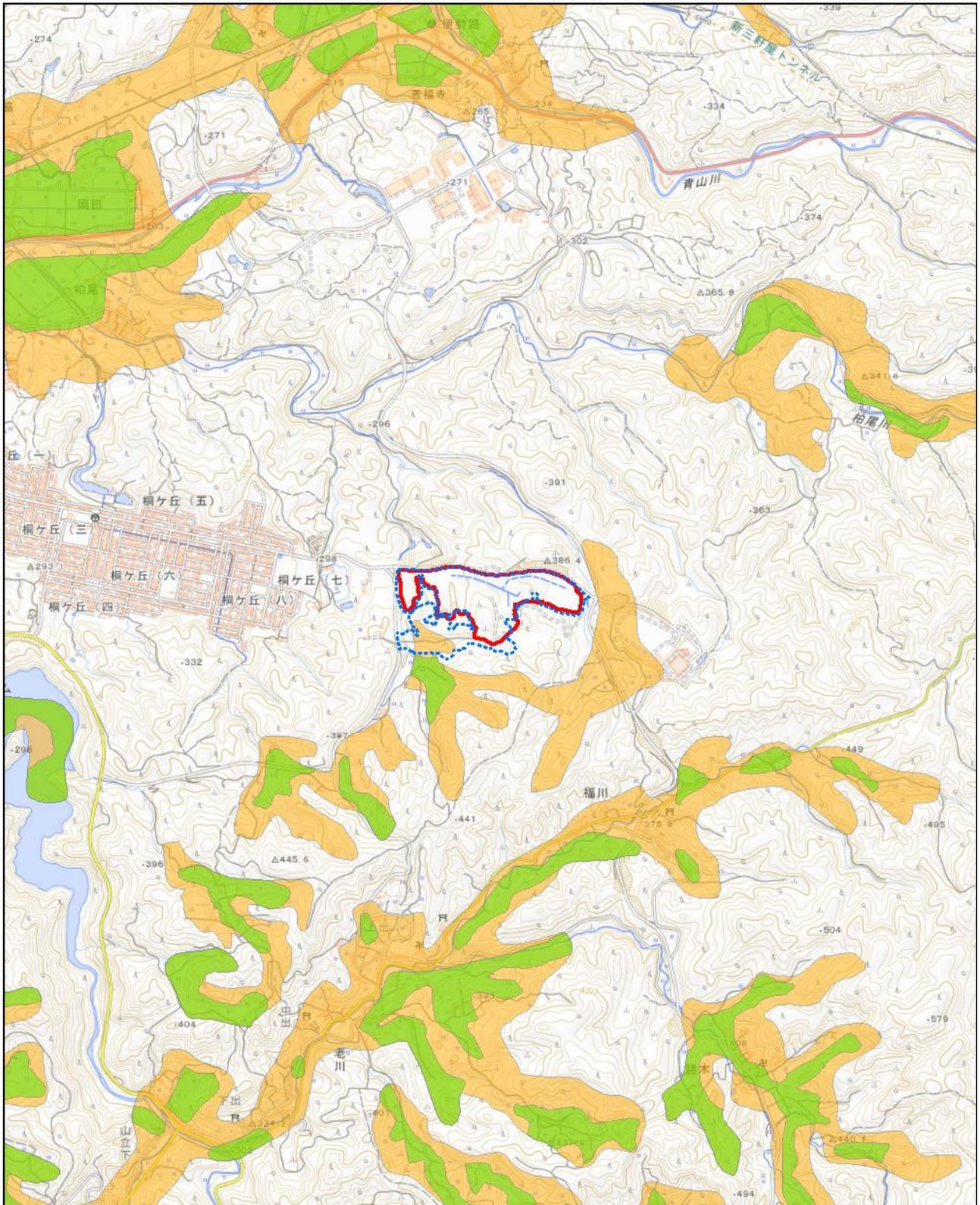


0 1 km

1:25,000

図 3.2.7-5 砂防指定地の範囲

出典：「紀伊山系砂防事務所提供データ」



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 農業振興地域
- 農用地区域

出典：「国土数値情報 農業地域 平成27年」
 (国土数値情報ダウンロードサイト HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) 令和5年10月10日閲覧



0 1 km

1:25,000

図 3.2.7-6 農業振興地域等の範囲

(4) 関係法令等に基づく指定・規定状況のまとめ

準対象事業実施区域及びその周囲における関係法令等による指定等の状況は表 3.2.7-27 に示すとおりである。

表 3.2.7-27 関係法令等による指定等の状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			準対象事業実施区域	準対象事業実施区域の周囲
公害防止	大気汚染防止法	特別排出基準適用区域	×	×
		総量規制地域	×	×
	騒音規制法	指定地域	×	×
	振動規制法	指定地域	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○
	水質汚濁防止法	総量規制指定水域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	×	×
	工業用水法	指定地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	×
三重県生活環境の保全に関する条例		(騒音) 規制地域	○	○
	(振動) 規制地域	○	○	
自然環境	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
	三重県自然環境保全条例	三重県自然環境保全地域	×	×
	自然公園法	国立・国定公園	×	×
	三重県自然公園条例	三重県立自然公園	×	×
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	×	
	特別保護区	×	×	
文化財	文化財保護法	カモシカ保護地域	×	×
		指定文化財	×	○
	埋蔵文化財包蔵地	×	○	
三重県文化財保護条例	指定文化財	×	×	
土地	都市計画法	都市計画区域	○	○
		非線引き区域	○	○
		市街化区域及び調整区域	×	×
		風致地区	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×
		特別緑地保全地域	×	×
	森林法	保安林	×	×
		地域森林計画対象民有林	○	○
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○	
	農用地区域	×	○	
国土防災	砂防法	砂防指定地	○	○
	地すべり防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
		土砂災害警戒区域	×	○
	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域	×	○

注) 表中の「○」は指定あり、「×」は指定なしを示す。

3.2.8 行政計画・方針等

(1) 三重県総合計画「強じんな^{うま}美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」

三重県では、令和4年10月に、県政運営の指針となる長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」とともに、中期の戦略計画「みえ元気プラン」を策定した。「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』の実現」をおおむね10年先のめざす姿とし、大規模自然災害の発生や人口減少の進展など懸念されるリスクへの確に対応し、カーボンニュートラルへの対応やデジタル社会の進展といったチャンスをとらえ、将来世代を含めた県民が未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域、すなわち「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』の実現を目指すこととしている。

表 3.2.8-1 三重県総合計画のめざす姿と政策

めざす姿	体系	政策
強じんで多様な魅力あふれる 「美し国」の実現	I 安全・安心の確保	① 防災・減災、県土の強靱化
		② 医療・介護・健康
		③ 暮らしの安全
		④ 環境
	II 活力ある産業・地域づくり	⑤ 観光・魅力発信
		⑥ 農林水産業
		⑦ 産業育成
		⑧ 人材の育成・確保
		⑨ 地域づくり
		⑩ デジタル社会の推進
		⑪ 交通・暮らしの基盤
	III 共生社会の実現	⑫ 人権・ダイバーシティ
		⑬ 福祉
	IV 未来を拓くひとづくり	⑭ 教育
		⑮ 子ども
		⑯ 文化・スポーツ

出典：「強じんな美し国ビジョンみえ」（三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>）令和5年10月16日閲覧

(2) 三重県環境基本計画

三重県では、平成 24 年に環境保全に関する「三重県環境基本計画」を策定した。その後、SDGs 達成に向けたグローバルな合意がなされ、また、パリ協定の発効によりさらなる低炭素化が求められる状況となるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、令和 2 年 3 月に改定を行った。新たな計画では SDGs の考えを取り入れ、目標年度を 2030 年度とし、Ⅰ. 低酸素社会の構築、Ⅱ. 循環型社会の形成、Ⅲ. 自然共生社会の構築、Ⅳ. 生活環境保全の確保を通して環境・経済・社会の統合的向上（スマート社会みえ）を目指すこととしている。三重県環境基本計画の構成については表 3.2.8-2 に示すとおりである。

表 3.2.8-2 三重県環境基本計画の施策体系と施策内容

施策体系		施策内容
【基本方針】 協創を通じた分野横断的な取組を推進 持続可能な社会の実現に向け、	Ⅰ. 低酸素社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出削減 ・気候変動への適応 ・再生可能エネルギーの開発・活用促進 ・資源利用の高効率化 ・森林吸収源の整備
	Ⅱ. 循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現 ・産業廃棄物の 3R の推進 ・廃棄物処理の安全・安心の確保 ・資源のスマートな利用の推進、地域循環共生圏の構築
	Ⅲ. 自然共生社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進 ・自然とのふれあいの確保 ・森林等の公益的機能の維持確保
	Ⅳ. 生活環境保全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・伊勢湾の再生（海洋プラ等の海岸漂着物対策等を含む） ・土壌、土砂等の対策の推進 ・良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全
	Ⅴ. 共通基盤施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育（持続可能な開発のための教育(ESD)） ・環境学習の推進 ・環境活動の推進 ・環境経営の推進 ・国際協力、技術移転 ・その他

出典：「三重県環境基本計画」（令和 2 年版）（三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/KANSEI/HP/m0049900042.html>）令和 5 年 9 月 6 日閲覧

(3) ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～

三重県は令和元年12月に脱炭素社会の実現に向け取り組むことを決意し、「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言した。四日市公害の経験から、日本の公害問題解決の道を拓き、産業廃棄物税の導入、レジ袋の有料化など、全国に先駆けた環境への取組を進めてきたスピリットや、伊勢志摩サミットを成功に導いた経験を原動力として、地域から世界の脱炭素化に貢献するとの気概を持ち、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指している。

(4) 三重県地球温暖化対策総合計画

三重県では、「三重県地球温暖化対策実行計画」（平成24年3月）を改定するとともに、現在及び将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、三重県の特性に即した適応策を推進する計画を新たに盛り込んだ総合的な計画として「三重県地球温暖化総合計画」を令和3年3月に策定（令和5年3月改定）した。2030年度の県域における温室効果ガスの削減目標を2013年度比で、これまでの30%から47%に引き上げ、アドバイザー派遣による事業者の削減取組の促進や再生可能エネルギーの導入促進などの取組を進めていくとともに、県の事務・事業においても、削減目標をこれまでの40%から52%に引き上げ、県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入や建築物のZEB化などの取組を県が率先して実施する。また、三重県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、太陽光発電施設について促進区域に関する三重県基準を定めている。

(5) 三重県新エネルギービジョン

三重県では、地球温暖化対策と併せて、新エネルギーの利用等を進めるために、県における新エネルギー導入の基本的な方向を示すとともに、各地域の様々な主体が様々な場面で新エネルギーを効果的に導入していくための指針となることを目的として、平成12年3月に「三重県新エネルギービジョン」を策定している。令和5年3月には「三重県新エネルギービジョン」を改定し、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、令和3年に国が策定した第6次エネルギー基本計画において、令和12年度における再生可能エネルギーの電力需給見通しが大きく増加したこと等を踏まえて、令和12年度の長期目標を見直すとともに、令和5年度から4年間の中間目標や取組方向を改定している。

(6) 第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画

伊賀市では、平成26年に「第2次伊賀市総合計画」を策定し、めざす市のすがた（将来像）や街づくりの基本理念、それらを実現するために必要なまちづくりの政策である「基本構想」と、まちづくりの政策に基づく根幹的な施策や事業として「基本計画」を示している。令和3年6月には「第3次基本計画」を策定し、「コロナの先の伊賀づくり」として「子ども」「くらし」「にぎわい」の3点を重視しながら、『ひとが輝く地域が輝く』伊賀市の実現を目指している。

(7) 伊賀市環境基本計画

伊賀市では、「恵み豊かな環境を保全し、さらに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受し、それらを次世代に継承していく」ことなどを基本理念として、平成16年11月に「伊賀市環境基本条例」を制定した。

また、伊賀市のまちづくり全体の指標となる「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」（令和3年6月策定）に基づき、「総合計画」が示す将来像『ひとが輝く地域が輝く』伊賀市」の実現を環境分野からめざし、計画において設定する「地球環境」「資源循環」「豊かな自然」「生活環境」「文化環境」の5つの環境分野の保全・推進及びその担い手を育成する「環境教育」の実施にあたっては、その方向性を示す個別計画や関連計画が策定されている。

表 3.2.8-3 伊賀市環境基本計画の施策

基本目標	基本施策
地球環境 (気候変動への対応等による地球環境の保全)	(1) 温室効果ガス削減 (2) 気候変動への適応
資源循環 (持続可能な資源循環の推進)	(1) ごみ減量化の推進 (1) リサイクルの推進 (2) ごみの適正処理の推進
豊かな自然 (豊かな自然と生物多様性の保全)	(1) 豊かな自然環境の保全 (2) 生物多様性 (3) 公園の整備や緑化
生活環境 (安心・安全に暮らせる生活環境の確保)	(1) 公害発生の防止 (2) 生活環境の保全
文化環境 (歴史・文化を暮らしに活かす文化環境の確保)	(1) 文化環境の維持 (2) 多文化共生と地域環境づくり (3) 環境保全の基礎となる平和尊重の推進
環境教育 (環境教育・環境学習の推進)	(1) 環境教育・環境学習の充実 (2) 環境保全活動への参加の啓発

出典：「伊賀市環境基本計画」（令和5年3月、伊賀市）

3.2.9 対象事業に係る主な許認可等

本事業の実施に伴い必要となると想定される主な許認可等は表 3.2.9-1 に示すとおりである。
なお、許認可等の必要な手続きについては、各関係機関と協議の上、適切に実施する。

表 3.2.9-1 主な許認可等

No.	法規制	条項	許認可等
1	森林法	第 10 条の 2	林地開発許可
2	三重県砂防指定地等管理条例 (砂防法)	第 4 条	砂防指定地内の制限行為許可
3	伊賀市ふるさと風景づくり条例 (景観法)	第 10 条	行為の届出
4	土壤汚染対策法	第 4 条	土地の形質の変更届出
5	道路法	第 24 条	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認
6		第 32 条	道路占用許可
7	三重県自然環境保全条例	第 34 条第 1 項	開発行為届出
8	伊賀市法定外公共物管理条例	第 4 条	法定外公共物の占用/使用許可